

令和2年度
個人住民税検討会報告書

令和2年 11 月

総務省自治税務局市町村税課

令和2年度個人住民税検討会委員名簿（敬称略・五十音順）

| | | | | |
|----------|---------|---------|---------|----------------------|
| いし 石 | だ 田 | かず 和 | ゆき 之 | 関西大学商学部教授 |
| お 小 | ばた 畑 | よし 良 | はる 晴 | 日本経済団体連合会経済基盤本部長 |
| こう 神 | やま 山 | ひろ 弘 | ゆき 行 | 東京大学大学院法学政治学研究科准教授 |
| さい 齊 | とう 藤 | ゆり 由 | え 里恵 | 中京大学経済学部准教授 |
| さか 坂 | まき 巻 | あや 綾 | み 望 | 岡山商科大学法学部准教授 |
| しし 宍 | ど 戸 | くに 邦 | ひさ 久 | 新潟大学経済科学部教授 |
| そ 曾 | ね 根 | かず 和 | し 士 | 座間市企画財政部市民税課長 |
| はやし 林 | ひろ 宏 | あき 昭 | （座長） | 関西大学経済学部教授 |
| ひら 平 | い 井 | たか 貴 | あき 昭 | 日本税理士会連合会常務理事・調査研究部長 |
| ふち 渕 | けい 圭 | ご 吾 | | 神戸大学大学院法学研究科教授 |
| ほそ 細 | やま 山 | ひで 英 | あき 明 | 石川県津幡町総務部税務課長 |
| まつ 松 | ばら 原 | たけ 剛 | し 史 | 地方税共同機構事務局長兼企画部長 |
| やま 山 | うち 内 | きよ 清 | ゆき 行 | 日本商工会議所産業政策第一部長 |
| よし 吉 | とみ 富 | ひろ 浩 | まさ 政 | 横浜市財政局主税部税務課長 |

検討経過

- 令和2年8月 3日 第1回
- ・大規模災害時の災害減免基準について※
 - ・個人住民税をめぐる最近の動向
- 9月18日 第2回
- ・上場株式の配当所得等への課税方式の選択※
 - ・個人住民税の現年課税化
- 10月12日 第3回
- ・個人住民税の現年課税化※

※ 委員等からの発表があったもの

目 次

| | | |
|----|-----------------------------------|----|
| 第1 | 大規模災害時の災害減免基準について | 1 |
| 1 | 検討の背景 | 3 |
| 2 | 災害時に適用される個人住民税・所得税における 各種制度の概要 | 3 |
| 3 | 地方団体における大規模災害時の対応 | 5 |
| 4 | 本検討会における議論 | 6 |
| 5 | まとめ | 8 |
| 第2 | 上場株式の配当所得等への課税方式の選択 | 9 |
| 1 | 現行制度の概要 | 11 |
| 2 | 配当所得等を巡る過去の改正経緯 | 11 |
| 3 | 所得税と個人住民税における所得計算 | 12 |
| 4 | 納税者における申告の実態 | 13 |
| 5 | 本検討会における議論 | 13 |
| 6 | まとめ | 16 |
| 第3 | 個人住民税の現年課税化 | 17 |
| 1 | 個人住民税の現年課税化の議論の背景 | 19 |
| 2 | 今年度の検討会における検討の視点 | 20 |
| 3 | 現年課税化に伴う企業の負担 | 23 |
| 4 | 本検討会における議論 | 25 |
| 5 | 今後の検討について | 28 |

(参考)

- 第1 大規模災害時の災害減免基準についてに関する資料・・・29
- 第2 上場株式の配当所得等への
課税方式の選択に関する資料・・・・・・・・・・・・43
- 第3 個人住民税の現年課税化に関する資料・・・・・・・・55

第1 大規模災害時の 災害減免基準について

第1 大規模災害時の災害減免基準について

1 検討の背景

我が国では、毎年のように、水害・土砂災害、地震・津波等の自然災害が発生している。近年でも、東日本大震災や熊本地震などの地震災害、激甚化・頻発化している豪雨災害など、数多くの災害が発生している。

本年も、令和2年7月豪雨が発生し、一連の豪雨により、九州、中部、東北地方をはじめ、広範な地域において、多くの人命や家屋への被害のほか、ライフライン、地域の産業等にも甚大な被害をもたらしている。

個人住民税では、災害時に適用される制度として、納税（徴収）猶予、納期限の延長、減免、雑損控除があるが、このうち減免については、昭和25年に創設されて以降、大きな制度変更がなく現在に至っている。

一方で、災害時における市町村の役割は年々変化してきており、例えば、現在、市町村には住宅被害の程度を証明する罹災証明書の発行義務が課せられており、罹災証明書は様々な支援制度の適用の判断に用いられている。

そうした中で、大規模災害の被災団体の一部では、個人住民税の減免基準に罹災証明書を活用する取組が行われているところであり、本検討会において、個人住民税に係る災害減免基準のあり方について検討を行った。

2 災害時に適用される個人住民税・所得税における各種制度の概要

(1) 納税（徴収）猶予、納期限の延長、減免、雑損控除

所得税では、災害により、財産に被害を受けた場合や、納付が困難となった場合については、納税の猶予等の制度を受けることができる。

また、災害により被害を受けられた方は、税務署に申請することにより、申告・納付等について 期限の延長を受けられる場合がある。

さらに、災害により住宅や家財などに損害を受けた方は、確定申告において①「所得税法」に定める雑損控除、②「災害減免法」に定める軽減・免除のどちらか有利な方法で所得税及び復興特別所得税の軽減又は免除を受けられる場合がある。

一方、個人住民税についても所得税と同様の措置が設けられているが、大きく異なるのは、所得税が確定申告において、減免又は雑損控除のどちらか有利な方を選択するのに対し、個人住民税では当該年度の税額について減免措置が設けられているとともに、翌年度において雑損控除を適用することが可能となっている点である。

それぞれの制度の概要については下表のとおりである。

| | 所得税 | 個人住民税 |
|----------|--|---|
| 納税(徴収)猶予 | 災害により納税者とその財産につき相当な損失を受けた場合において、その者の申請に基づき、納期限から1年以内の期間を限り、その国税の全部又は一部の納税を猶予することができる。(国税通則法第46条) | 災害により納税者等が地方団体の徴収金を一時に納付することができない場合において、その納付できないと認められる金額を限度として、その者の申請に基づき、1年以内の期間を限りその徴収を猶予することができる。(地方税法第15条) |
| 納期限の延長 | 国税庁長官は災害その他やむを得ない理由により、国税に関する法律に基づく申告、申請、請求、届出その他書類の提出、納付又は徴収に関する期限までにこれらの行為をすることができないと認めるときは、その理由のやんだ日から2月以内に限り、期限を延長することができる。(国税通則法第11条) | 地方団体の長は、災害その他やむを得ない理由により、この法律又はこれに基づく条例に定める申告、申請、請求その他書類の提出又は納付若しくは納入に関する期限までに、これらの行為をすることができないと認めるときは、条例の定めるところにより期限を延長することができる。(地方税法第20条の5の2) |
| 減免 | 災害により自己の所有する住宅又は家財につき生じた損害金額がその住宅又は家財の価額の50%以上である者で、被害を受けた年分の合計所得金額が1,000万円以下であるものは、雑損控除との選択により、その年分の所得税額の軽減又は免除を受けることができる。(災害減免法第2条) | 災害その他特別の事情がある場合において地方税の減免を必要とすると認める者等に限り、当該地方団体の条例の定めるところにより、減免することができる。(地方税法第323条) |
| 雑損控除 | 住宅家財等について災害又は盗難若しくは横領による損失を生じた場合、災害関連支出の金額がある場合には、次の金額を所得控除できる。(所得税法第72条) 次のいずれか多い方の金額 ①(災害損失の額+災害関連支出の金額)－年間所得金額×10% ②災害関連支出の金額－5万円 ※その年の所得金額から控除しきれない金額がある場合には、翌年以後3年間に繰り越して、各年分の所得金額から控除可能。 | 所得税と同様の措置を実施。 (地方税法第34条、第314条の2) |

(2) 各地方団体に対する総務省通知の経緯

地方税の減免については、地方税法において、「市町村長は、天災その他特別の事情がある場合において市町村民税の減免を必要とすると認める者、貧困に因り生活のため公私の扶助を受ける者その他特別の事情がある者に限り、当該市町村の条例の定めるところにより、市町村民税を減免することができる」(地方税法第323条)とされている。

減免に関する取扱いについては、市町村の条例に委ねられているところであるが、災害時における個人住民税の減免の具体的な基準については、昭和28年に、災害減免法に基づく所得税の減免措置を踏まえた基準が通知され、現在では、「災害被害者に対する地方税の減免措置等について」(平成12年自治事務次官通知。以下、「総務省通知」という。)において、個人住民税等の災害時の減免に関する取扱い例が示されている。

この通知は、地方分権一括法に基づき、「災害被害者に対する地方税の減免措置等について」(昭和39年11月7日付け自治事務次官通知)が廃止された際に、災害という緊急に対処を要する非常事態において具体的な取扱い例を

示しておくことが地方団体の便宜に資するなどの理由から、従前の取扱い例を適宜参考にするよう依頼する技術的助言に改められたものである。

3 地方団体における大規模災害時の対応

(1) 大規模災害時において罹災証明書を活用した減免基準

大規模災害時において、迅速な減免認定を行う観点等から、総務省通知に基づく減免基準をそのまま採用するのではなく、罹災証明書による住宅被害の程度に基づく減免基準を設けた例がある。

本検討会では、仙台市（東日本大震災の特例）、広島市（特定災害の特例）、熊本市（熊本地震の特例）、北海道厚真町（北海道胆振東部地震の特例）における減免基準の例が紹介された。

それぞれの団体では、罹災証明書による住宅被害の程度に基づく減免基準を設けるとともに、住宅被害の程度（半壊～全壊まで）に応じて減免割合を独自に設定している。

| 損害の程度 (住宅又は家財が受けた損害の金額) | 災害減免通知 (住民税) | | | 災害減免法 (所得税) | | | 罹災証明書による住宅被害の程度 ※ | 仙台市(東日本大震災の特例) 広島市(特定災害の特例) | | | 熊本市 (熊本地震の特例) | | | 北海道厚真町 (北海道胆振東部地震の特例) | | |
|----------------------------|-----------------|-----------|------------|----------------|-----------|------------|-------------------------|--------------------------------|-----------|------------|------------------|-----------|------------|--------------------------|-----------|------------|
| | 前年中の合計所得金額 | | | 合計所得金額 | | | | 前年中の合計所得金額 | | | 前年中の合計所得金額 | | | 前年中の合計所得金額 | | |
| | ～500万円 | 500～750万円 | 750～1000万円 | ～500万円 | 500～750万円 | 750～1000万円 | | ～500万円 | 500～750万円 | 750～1000万円 | ～500万円 | 500～750万円 | 750～1000万円 | ～500万円 | 500～750万円 | 750～1000万円 |
| 0～1/10 | | | | | | | 一部損壊 ～10% | | | | | | | | | |
| 1/10～2/10 | | | | | | | 一部損壊 (準半壊) 10～20% | | | | | | | | | |
| 2/10～3/10 | | | | | | | 半壊 20～40% | 1/2 | 1/4 | 1/8 | 1/2 | 1/4 | 1/8 | 1/2 | 1/4 | 1/8 |
| 3/10～4/10 | 1/2 | 1/4 | 1/8 | | | | | | | | | | | | | |
| 4/10～5/10 | | | | | | | 大規模半壊 40～50% | | | | 3/4 | 3/8 | 3/16 | | | |
| 5/10～6/10 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 6/10～7/10 | | | | | | | 全壊 50%以上 | 全部 | 1/2 | 1/4 | 全部 | 1/2 | 1/4 | 全部 | 1/2 | 1/4 |
| 7/10～8/10 | 全部 | 1/2 | 1/4 | 全部 | 1/2 | 1/4 | | | | | | | | | | |
| 8/10～9/10 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 9/10～10/10 | | | | | | | | | | | | | | | | |

(2) 熊本市における対応

本検討会では、熊本市税制課荒木副課長をお招きし、熊本地震の特例として設けられた減免基準について発表いただいた。

熊本市では、総務省通知に基づく災害減免基準を設けていたところであったが、平成28年の熊本地震によって市内の広範な地域に甚大な損害が発生したことから、減免申請に伴う被災者の負担を緩和し、減免事務を迅速かつ的確に実施できるような特例措置を講じることとした。

そこで、熊本市では、罹災証明書における住宅被害の程度によって減免の適用を判断できる新たな減免基準を設けるとともに、罹災証明書を活用した新たな減免基準と従前の減免基準との整合性を図るため、従前の減免基準につ

いて適用区分の見直しを行った。

そうした結果、熊本市では、これらの減免基準に基づく減免の件数は、38,329件となった。

(3) 罹災証明書の概要

市町村長は被災者から申請があったときは、遅滞なく、住家の被害等を調査し、当該災害による被害の程度を証明する書面（罹災証明書）を交付しなければならないとされている。（災害対策基本法第90条の2）

現在、罹災証明書は、各種被災者支援策の適用の判断材料として幅広く活用されており、例えば、被災者生活再建支援金、(独)住宅金融支援機構融資、保険料、災害救助法に基づく応急仮設住宅等において活用されている。

(4) 所得税における対応

罹災証明書には、罹災原因や、全壊や半壊など家屋についての被害状況等が記載されていることから、所得税において雑損控除や災害減免の適用に当たって被害割合を判定する際の目安とされており、所得税において雑損控除や災害減免を適用する場合には、税務署へ申告書等を提出する際に罹災証明書の添付又は提示をすることとなっている。

4 本検討会における議論

本検討会では、各委員から以下のような意見があった。

(1) 見直しの是非

- ・ 大規模災害時に災害減免について迅速な判断が行えるよう、罹災証明書を使うことについて通知に明記しておくという方向は妥当ではないか。
- ・ 災害減免に関して、条例で罹災証明書を使えるようにしておくこと、「大規模な災害」とは何かについて客観的な判断基準を条例に書き込んでおくことは、いざ災害が起きたときに慌てなくて済むという意味でも、自治体の負担軽減という意味でも良いと考える。
- ・ 罹災証明書に基づいて減免等が決められるということについて異論は無い。
- ・ 大規模災害時に減免の判定を迅速・的確に行うことは非常に重要であり、通知をわかりやすい形で示すことは有効なことである。
- ・ 実際の相談事例を見ても、迅速な支援措置を届けるということが災害において重要であり、自治体が判断に迷わないためにも罹災証明書の活用はとても意味がある。熊本市の事例が全国に広がり、各自治体で準備がされれば、今後、多発する災害への備えになると感じている。

(2) 対象とする災害の範囲

- ・ どういう場合が大規模災害となるのか、分かりやすい基準が必要になる。
- ・ 大規模災害時において、納税者の手続きを簡便にすることは望ましいが、通常の手続きとの振り分けについては検討を要する。

(3) 市町村への周知

- ・ 一定の大規模災害において、罹災証明書で被害を判断している団体もあるということについて、総務省が事例紹介を行い、具体的には各地方議会で考えて、条例でちゃんと書くということはひとつのやり方である。
- ・ 罹災証明書を活用するという方向で、きちんと通知を出して方向性を示すのが一番ではないか。

(4) 事務の執行

- ・ 大規模災害時には、税務担当ではない職員や他の自治体からの応援職員が減免の事務を行うことも想定され、統一的な仕組みをあらかじめ整えておくことが望ましい。
- ・ 本市において住宅に被害があったときは、税務課の家屋担当が調査をした上で、市民税の減免申請があれば、同じ税務課の市民税担当が再度調査することになっている。罹災証明書が使えるようになれば、(そうした手間が減るので) 良いと考える。
- ・ 検討の時間がかかると思うが、減免について統一的な取扱いを進めることで、電子化によって、さらに迅速な判断ができることにも繋がっていくのではないか。

(5) その他

- ・ 今回議論している個人住民税の災害減免は、前年の所得を基準として一旦納税義務が生じたが、翌年に災害が起きたため、その納税義務について減免するもの。一方で、所得税の災害減免は、災害が起きた年の納税義務について減免するもの。同じ「減免」という言葉を使っているが、意味が異なることに留意すべき。
- ・ 所得税は減免と雑損控除のどちらかの選択であるが、個人住民税は前年の所得について減免を受けた上で、さらに災害があった年分の所得について雑損控除で考慮することとなる。個人住民税が所得税と比べて減免されすぎるということにはならないか。
- ・ 納税者の予見可能性を高める観点から、国税の災害減免法と同様に、地方税でも、災害時の減免措置を法律で定めることも考えられるが、(減免による減収について) 国が補填をすべきという声が出てくるのが予想される。

5 まとめ

総務省通知はあくまで災害時における減免の取扱い例を参考で示すものであるが、罹災証明書を活用した減免基準を設けることについて、地方団体にためらいが生じないよう、あらかじめ総務省通知に明記しておくことが望ましいと考えられる。

具体的には、すでに独自の取組を行ってきた地方団体の例を参考にしつつ、大規模災害時における取扱い例として、罹災証明書における住宅被害の程度に基づく減免基準を設けることも考えられる旨を総務省通知に記載することとしてはどうか。

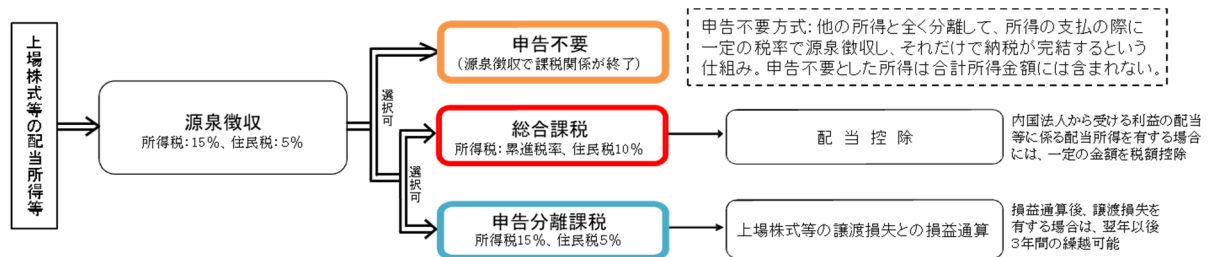
今後も様々な災害の発生が予想される中で、各地方団体においては、本検討会における議論や総務省通知の見直しをきっかけとして、災害時における減免基準のあり方について災害発生前にあらかじめ検討を行い、市町村議会等において議論を行った上で定めておくこと、減免の認定事務を含めて災害時の業務体制などについてあらかじめ準備しておくことが期待される。

第2 上場株式の配当所得等への 課税方式の選択

第2 上場株式の配当所得等への課税方式の選択

1 現行制度の概要

上場株式等に係る配当所得等については、申告不要方式、総合課税方式、申告分離課税方式の3つの課税方式があり、納税義務者が所得税の確定申告及び個人住民税の申告を行うことにより、所得税と個人住民税において異なる課税方式の選択が可能となっている。



このとき、個人住民税に注目すると、以下のような課税が行われる。

- ① 申告不要方式では、源泉徴収段階で5%が徴収されたところで課税完了となるため個人住民税の税率は5%。
- ② 総合課税方式では、一度源泉徴収された税額を配当割額控除によりなかったものとした上で、他の所得と同様に税率10%で計算され、配当控除が適用される。
- ③ 申告分離課税方式では、一度源泉徴収された税額を配当割額控除によりなかったものとした上で、上場株式等の譲渡損失との損益通算を行い、他の所得と分離して税率5%の個人住民税が課税される。

なお、②総合課税方式及び③申告分離課税方式では一度源泉徴収の対象となった配当所得等について税額計算上の所得に含まれるが、①申告不要方式の場合は、後述のとおり確定申告手続を行わずに課税関係を完結させるための仕組みであるため、すでに税率5%で源泉徴収された配当所得等については、税額計算上の所得（合計所得金額）には含まれないこととなっている。

そのため、例えば、所得税及び個人住民税の税額計算や国民健康保険等の他制度における影響を踏まえ、所得税で総合課税方式又は申告分離課税方式を選択し、個人住民税では申告不要方式を選択するといったケースがある。

2 配当所得等を巡る過去の改正経緯

(1) 平成15年度改正

従来、配当所得等については、所得税においては総合課税を基本としつつ、源泉分離選択課税制度及び源泉徴収を伴う少額配当の申告不要制度が設けられており、個人住民税においては原則総合課税とし、少額配当については非課税とされていた。

当時、こうした金融・証券税制に対し、個人投資家の間には、「新証券税制が複雑で分かりにくい」、「税務当局に関わりたくない」という不満があり、政府内においても金融・証券税制について「貯蓄から投資へ」との課題への対応や簡素化が強く要請されていた。

こうした背景の中で、上場株式等の配当所得や譲渡益等について、源泉徴収（所得税 15%、個人住民税 5%）のみで納税が完了する仕組み（申告不要制度）が導入された。

(2) 平成 20 年度改正

個人投資家の投資リスクを軽減し、リスク資産への投資促進を図るためには損益通算範囲を拡大していくことが必要であるとの観点から、上場株式等に係る配当所得等の申告分離課税が創設された。

これにより、上場株式等に係る配当所得等について申告した場合、納税義務者の選択により、総合課税方式と申告分離課税方式のいずれかを選択することが出来ることとされた。

(3) 平成 29 年度改正

現行法上においても、所得税と個人住民税とで異なる課税方式を選択することが許容されると考えられていたが、納税者及び市町村が判断に迷うケースがあったことから、異なる課税方式を選択できることを明確化するために、確定申告書を提出した後、住民税申告書を提出した場合における課税方式の決定等についての規定が整備された。

この平成 29 年度改正を境に、納税義務者が上場株式等に係る配当所得等について、所得税及び個人住民税で異なる課税方式を選択する事例が増えてきている実態がある。

3 所得税と個人住民税における所得計算

(1) 制度創設時からの経緯

シャープ勧告（昭和 24 年）において、個人住民税の課税標準は所得税法の規定によるものとして、3 方式から 1 方式を選択するものとされた。さらに、昭和 26 年度から 2 方式（いわゆる、ただし書き方式）が追加された。

こうした当時の個人住民税の課税方式については、所得税の課税を基礎としているため、所得税改正の影響が自動的に所得割に及び、その納税義務者数及び税額が減少することが、負担分任を基調とする個人住民税のあり方からみて適当ではないと考えられていた。

そのため、昭和 36 年度改正により課税方式が大きく見直され、昭和 37 年度以降は、国税改正の影響が自動的に個人住民税に及ばないようにするとともに、課税方式の簡素合理化を図る観点から、個人住民税の課税標準は、所得税法の規定によるものから、個人住民税独自のものとして規定された。

(2) 現行制度における所得税と個人住民税の所得計算

上記(1)のとおり、個人住民税の課税標準は個人住民税独自のものとして規定されたところであるが、現行制度における所得計算においては、所得の二重調査に伴って納税者に与える煩雑さを避け、課税の簡素合理化に資する見地から、原則として地方税法又はこれに基づく政令で特別の定めをする場合を除き、所得税法その他の所得税に関する法令の規定による所得計算の例により算定するものとされている。

このため、原則として、個人住民税の所得計算は所得税と同じになるため、税額計算における所得も当然に一致することとなるが、現行制度上においても所得計算が異なる例も存在している。

例えば、「純損失の繰戻還付」では、所得税においては、総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額の計算上生じた純損失を前年に繰り戻し、前年の所得税額を還付する制度がある一方、個人住民税では認められていない。

また、「青色事業専従者控除」では、一定の事業を営む納税義務者がこの親族について、所得税では控除対象配偶者又は控除対象扶養親族として申告する一方、個人住民税では事業専従者として申告する場合、所得税では事業所得の必要経費に算入されず配偶者控除又は扶養控除を受けることとなり、個人住民税では事業所得の必要経費に算入されることから、総所得金額が所得税と異なりうる。

4 納税者における申告の実態

日本税理士会連合会においてアンケート調査した結果によると、令和元年分の確定申告（令和2年度分の住民税申告）において課税所得 900 万円以下の顧客（4,610 人）のうち、

- ・ 所得税で総合課税方式、個人住民税で申告不要方式を選択した者が 180 人（約 3.9%）、
- ・ 所得税で申告分離課税方式、個人住民税で申告不要方式を選択した者が 151 人（約 3.3%）であった。

また、同結果によると、住民税申告が電子申告に対応しておらず、市町村ごとに様式が異なっており、税理士や納税者に事務負担が生じていること、税理士が税額の有利不利だけでなく国民健康保険料等も含めた有利不利の判断を求められ、判断誤りのリスクや事務負担が生じていることが指摘された。

5 本検討会における議論

本検討会では、このような制度が置かれた状況や改正経緯を踏まえ、各委員から以下のような意見があった。

(1) 所得税と個人住民税の課税方式について

- ・ 課税方式の選択によって所得の範囲が異なることは望ましくない。公平性の観点からも課題である。
- ・ 税だけでなく社会保険料算定にも影響があるため、公平性の観点から、所得税と個人住民税とで課税方式を一致させることが望ましい。
- ・ 今回の議論で言えば、課税方式を一致させるかどうかというより、納税者が選択できるというところに不公平感が生まれている。納税者に有利であるというところから所得税と個人住民税で課税方式が異なってくるものではなく、所得としては基本的に統一しておくべき。
- ・ 所得税と個人住民税で所得控除など異なる部分があってもよいが、二重の手間を省くと言うことであれば、大原則は包括的所得概念であり、配当所得等や譲渡所得についても所得税と同じ課税標準とするのが理想ではないか。
- ・ 配当所得等に対する個人住民税として、まずはどのような課税の仕方が望ましいのかという視点を考えなければならない。そもそも金融所得は総合課税であるというところまで立ち返った議論は進めにくいところではあるが、個人住民税だけでなく保険料などにも影響することは実態として不公平である。
- ・ 課税方式を統一する以外にも、課税方式の選択によって所得に差が出ないような新たな優遇措置を設けて、そちらの方に促していくという方法もあるのではないか。

(2) 納税者の納得感について

- ・ 市町村側が大変だから、あるいは所得税と個人住民税の課税標準はなるべく統一した方が良いという理由だけで、今認められている制度を見直すことについて納税者が納得するかということが非常に危惧される。
- ・ 課税方式を統一となった場合、課税方式の選択を前提に考えている納税者に対して理解が得られるのか。
- ・ 課税方式の一致のみでなく、所得計算の方法や所得控除等も含めて、全て所得税と一致させて、かつてのシャウプ勧告の当時の姿に戻すということまで考えるのかどうかをよく考えないと納得が得られる結論にはならないのではないか。
- ・ あるべき論として課税方式は一元化すべきであるが、どうする論としては、何が原則で何が例外であるかについて現行制度でメリットを受けている納税者に納得していただく必要がある。コンセンサスが得られるまで議論した上で、どうする論にも対応すべきではないか。
- ・ 平成 29 年度に制度改正をした以上、申告件数の推移などを見極めながら議論を重ねていく必要があり、それが納税者の理解を得ることにもつながるのではないか。
- ・ 納税者の納得や課税実務の負担という点から、マイナンバーの活用や納税申告のデジタル化などを見据えた上での簡素化の議論も必要になる。納税者

の納得を得るためにも、過去の議論、改正経緯、地方税と国税の違いを踏まえた丁寧な議論をする必要がある。

(3) 社会保障制度等への影響について

- ・ この制度は、ほとんどが国民健康保険料対策として利用されているという実感があり、自治体としては、大変違和感がある。
- ・ 行政だけでなく、民間企業で所得証明書又は確定申告の写しを提出するような状況においても不公平さがある。
- ・ 納税者の選択によって税額に差が生じるという点、その後の所得の扱いに関して社会保障関係に影響するという点から、納税者に選択肢があるということが不公平につながるということが大きな問題。
- ・ 上場株式の配当所得等は5%の源泉徴収であり、総合課税を選択しても10%の比例税率であるので、納税者の理解を得られるかは別として、税収の観点からは大きな問題ではない。むしろ、社会保険や介護保険の負担が近年急増しており、社会保障に影響を及ぼしてしまうことが大きな問題ではないか。
- ・ 我が国の財政状況が悪化していく中で、課税方式の選択によって税負担能力を有する者が選択的に社会保険料負担の軽減を図ることができる点について、社会的に持続可能な社会保障制度につながるのかというメッセージを発信していかなければならない。

(4) 市町村における課税事務の負担

- ・ 課税方式の選択に関わる事務は課税事務の繁忙期に行われるため、自治体の負担となっている。
- ・ 異なる課税方式を選択することによって、市町村において課税誤りにつながったり、所得把握が複雑になったりするのであれば改善しておくべき。

(5) 申告手続の簡素化について

- ・ 所得税と異なる課税方式を選択する場合には住民税申告を行う必要があるが、住民税申告が電子申告に対応していないことなどを踏まえ、所得税の確定申告のみで完結することが望ましい。
- ・ 納税者の申告の手間については、確定申告書の記載を工夫することで対応できる部分もあるが、現在申告不要としている納税者をどうするのかという点が悩ましい。

(6) 配当所得等への課税のあり方

- ・ 自治体における包括的な所得把握のニーズという点で問題があるのであれば、全てを総合課税に統一するのではなく、利子所得と配当所得の中立性という観点から別の方法が探れるのではないか。納税者にとって投資所得への課税の問題が税率等に起因する税負担の問題であるならば、例えば、申告を

必須として申告分離課税により税率を20%とすれば、税負担と所得の課税ベースを切り離すことが出来る。

- ・ 条文上は総合課税が原則で、申告不要方式と申告分離課税方式は特例であるので、特例を状況に応じて変化させ、原則に戻していくという議論もありえるのではないか。

(7) 所得把握

- ・ 社会保障との関係で税負担と別に所得を計算するとなると、自治体側はその負担を負えるのか。例えば、一定金額以上の配当所得がある納税者には、社会保障との関係で申告義務を課すという工夫の仕方もあるのではないか。
- ・ 納税意識を高める意味でも、確定申告を多くの人にしてもらおうということ念頭に置いて制度設計をする必要もあるのではないか。
- ・ 国民健康保険や介護保険に用いている所得には含まれていないものがあるということを明確にしつつ、課税することも考えられるか。

6 まとめ

上場株式の配当所得等に対して、所得税と個人住民税とで異なる課税方式を選択することにより、結果として、個人住民税だけでなく社会保険料等にも影響を及ぼしていることについては、公平性の観点から課題があると言える。

こうした公平性の課題は税制への不信感に繋がるだけでなく、少子高齢化が進展し、社会保障関係経費が増加していくなかで、社会保障制度の持続可能性にも影響を与える恐れがある。

これまでの配当所得等に対する課税に係る改正経緯を踏まえつつ、こうした状況に対応していくためには、改めて配当所得等への課税のあり方について検討を行った上で、包括的所得概念の考え方に立って、所得税と個人住民税とで所得を一致させる観点から、将来的には、課税方式を一致させる方向で見直しを行うことも考えられる。

ただし、こうした見直しを進める場合には、現行制度上、課税方式を選択できることとなっている納税者の自由を制限することとなるため、そうした納税者の理解を得られるよう、慎重に検討していくことが必要である。

また、社会保障制度へ与える影響についての対応に関しては、個人住民税の課税方式について検討を行うこと以外にも、例えば、国民健康保険や介護保険などの個人住民税の税情報を活用している各社会保障制度の所管省庁において、税額計算上は所得に含まれないこととされている申告不要方式によって課税された配当所得等について、源泉徴収や確定申告等の課税に係る手続とは別のアプローチで把握を行い、そうした配当所得等を含めて保険料等の判定をできるような仕組みを検討していくことも考えられるのではないか。

第3 個人住民税の現年課税化

第3 個人住民税の現年課税化

1 個人住民税の現年課税化の議論の背景

(1) 所得税と個人住民税の仕組み

所得税は、収入発生に並行して、当該年の所得確定時よりも前倒しで、当該収入から差し引いて徴収し（源泉徴収・予定納税）、所得確定後、当該所得に応じた税負担となるよう調整（年末調整・確定申告）する仕組みである。

一方、個人住民税は、前年所得に基づき、課税する市町村において当該所得にかかる税額を算出・決定し、賦課・徴収する仕組みである。

このように個人住民税は、所得税において確定された前年の所得に課税する仕組みとなっているが、こうした仕組みにより、個人住民税の税額計算のために、原則として、個人住民税独自の申告等を納税者に求める必要がなくなり、簡素な徴収の仕組みとすることが可能となっており、また、所得の把握等について所得税・個人住民税での手続きに重複感が生じないようになっている。

(2) 現年課税化に関するこれまでの議論

個人住民税の現年課税化の検討については、昭和43年の政府税制調査会の答申において触れられており、近年においても、政府税制調査会が平成17年にまとめた「個人所得課税に関する論点整理」の中で、「個人住民税は、納税の事務負担に配慮して、前年の所得を基礎として課税するいわゆる前年所得課税の仕組みを採っているが、本来、所得課税においては、所得発生時点と税負担時点をできるだけ近づけることが望ましい。近年の、IT化の進展、雇用形態の多様化等、社会経済情勢の変化を踏まえ、納税者等の事務負担に留意しつつ、現年課税の可能性について検討すべきである。」とされている。

また、平成24年に成立した「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法等の一部を改正する等の法律」においては、「個人住民税の所得割における所得の発生時期と課税年度の関係の在り方については、番号制度の導入の際に、納税義務者、特別徴収義務者及び地方公共団体の事務負担を踏まえつつ、検討する。」とされている。

本検討会においては、そうした要請を受けて、これまで納税義務者、企業、市町村のそれぞれにおける現年課税化に係る様々な課題について検討を重ねてきたところである。

(3) 現年課税化による効果に関する指摘

本検討会においては、「現年課税」とは「ある所得発生年分の税負担について、時間的間隔を置かず、その年分の所得を基に決定すること」という意味で使用することとしているが、本検討会において過去に指摘されていた個人住民税の現年課税化による主な効果は、次のとおりである。

- ・ 所得発生時点と納税の時点を近づけることにより、特に前年より所得が減少した者の負担感が減少する。

- ・ 収入発生時に税を徴収するため、徴税が容易になり、税収の安定的な確保に資する。
- ・ 所得税と同時期に課税が行われる結果、税を負担する者にとって分かりやすいものとなる。

(4) 近年における状況の変化

近年では、正社員については副業・兼業を解禁する動きや、職務、勤務地、労働時間等が限定された働き方を導入する動きが見られ、非正規雇用者については増加が続いている。

また、特定の企業に属さずフリーランスとして業務単位で仕事を請け負う働き方なども出てきており、様々な形で働き方の多様化が進んでいる。

さらに、我が国を訪れる外国人は増加の一途をたどっており、我が国で就労する外国人も令和元年10月末時点で166万人と過去最多を記録している。

外国人労働者の増加を背景に、賦課期日である1月1日前に帰国する外国人労働者の所得に対して課税できないといった課題も指摘されている。

このような働き方の多様化や外国人労働者の増加を背景として、個人住民税の現年課税化について検討を求める意見がある。

2 今年度の検討会における検討の視点

本年度は、所得税における年末調整事務の電子化、地方税共通納税システムの活用、マイナンバーと個人の銀行口座の紐付け、課税データを活用している各種制度への影響を踏まえた上で、企業における年末調整事務の負担、企業における住所地団体の把握や源泉徴収税額の納付、市町村における還付・追徴事務の負担、課税データを活用している各種制度への影響について議論を行った。

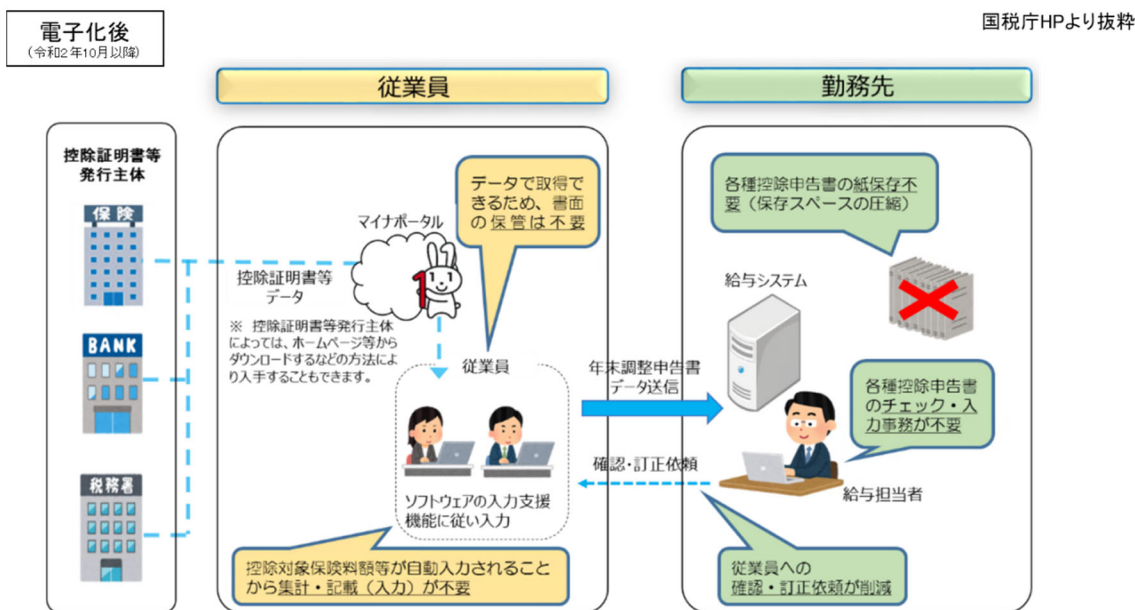
(1) 年末調整事務の電子化

所得税の年末調整事務については、平成30年度税制改正により、令和2年分の年末調整から、生命保険料控除、地震保険料控除及び住宅借入金等特別控除に係る控除証明書等について、勤務先へ電子データにより提供できるよう手当てされたことなどを受けて、本年10月以降、年末調整手続の電子化に向けた施策が実施されている。

電子化した場合、勤務先のメリットとしては、保険料控除や配偶者（特別）控除の控除額の検算が不要となること、控除証明書等のチェックが不要となること、年末調整関係書類の保管コストの削減などが想定されている。

また、従業員のメリットとしては、控除額等の記入・手計算が不要となること、控除証明書等データを紛失しても再交付依頼が不要となること、押印が不要となることなどが想定されている。

(年末調整事務の電子化)



(2) 地方税共通納税システムの活用

企業における源泉徴収税額の納付事務については、納付先となる各従業員の1月1日現在の住所地団体の把握などの課題は残るものの、現在、給与所得に係る特別徴収で利用されている地方税共通納税システムの活用が考えられる。

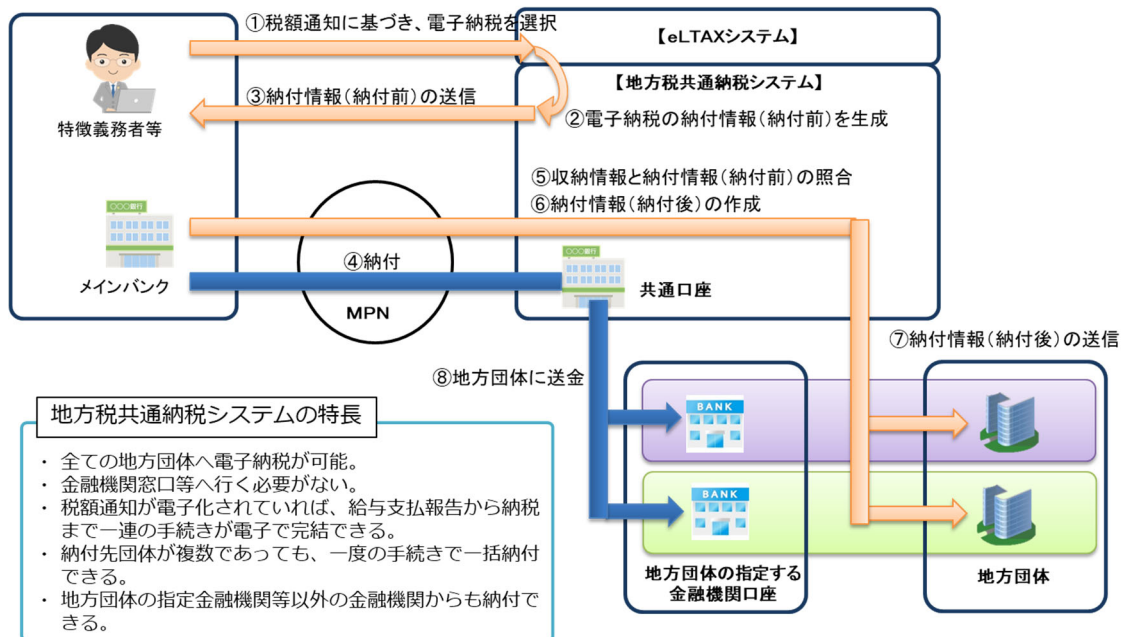
地方税共通納税システムを通じた個人都道府県民税・市区町村民税(特別徴収分)の納付については、令和元年10月の導入以降伸びてきており、本年8月の1ヶ月当たりの納付件数は、20万件を超えている。

eLTAXは、既に給与支払報告書や異動届の電子手続き、税額決定通知書(特別徴収分)の電子通知、電子納税の仕組みがあり、全市区町村との間のルート構築済みであることから、現年課税化によって企業において源泉徴収税額の納付事務を行う場合においても地方税共通納税システムの利用が可能であると考えられる。

ただし、現在では企業における地方税共通納税システムの利用率は約5%程度であり、仮に地方税共通納税システムを通じた源泉徴収税額の納付事務の実施を想定する場合には、利用率の向上が必要となっている。

また、現在の地方税共通納税システムは、各従業員の1月1日時点の住所地に自動的に納付するような仕組みにはなっていないため、そうしたことを可能とするためには何らかの機能拡充や法制度の整備が必要となる。

(地方税共通納税システムの概要)



(3) マイナンバーと個人の銀行口座の紐付け

先の通常国会において、マイナンバーと個人の銀行口座の紐付けについて議員立法が提出されるなど実現に向けて議論が行われている。

当該議員立法では、特定給付金等が受給権者に迅速かつ確実に給付されるよう、給付名簿情報の正確性の確保及び給付名簿の作成等に関する事務の効率的な処理を目的として、個人の申出に基づき、口座名簿を作成することとされている。(報告書作成時点では未定であるが、「公金受取口座の設定」に関して、次期通常国会において政府として法制上の措置を講じる予定となっている。)

このような流れの中で、今後、個人住民税の還付を行う場合の口座についてもマイナンバーを通じて把握が容易となれば、現年課税化する場合の市町村における還付事務の負担が一定程度軽減されると考えられる。

(4) 課税データを活用している各種制度への影響

市町村の税務当局が賦課決定するに当たり、全納税義務者について名寄せ・突合することにより確定された所得情報は、個人住民税の賦課徴収だけでなく、様々な社会保障分野で利用されている。

こうした所得把握は引き続き必要であると考えられるが、個人住民税を現年課税化する場合に、賦課課税方式から申告納税方式に変更することも考えられる中で、こうした所得把握に影響が生じないよう配慮する必要があると考えられる。

3 現年課税化に伴う企業の負担

小畑委員から、経団連税制委員会企画部会に所属する36社を対象に行われたアンケート結果について報告をいただいた。

アンケートに当たっては、本検討会で議論してきた給与所得者に対して企業が源泉徴収及び年末調整を行う方式（以下、「所得税方式」という。）を前提として、次の仮定をおいて現年課税化についてのメリットや懸念される点について調査を行った。

【仮定】

- ・ 源泉徴収段階で、全国一律の税率（標準税率10%）に基づき税額を算定する。
- ・ 年末調整の段階で、税率等（森林環境税や復興税といった上乘せ課税を含む。）の地方団体毎の独自事項及び個人住民税の人的控除が共通のソフトウェアによって自動反映される。
- ・ 企業が取得する情報は、現在から追加されない。なお、国税では本年10月から年末調整の一部電子化が行われ、個人住民税でも活用する前提とする。
- ・ 現在と同じく、従業員等が確定申告する。
- ・ マイナンバーと情報が連携され、従業員等の1月1日時点の住所地が自動反映される。（マイナンバーで照会した際に1月1日時点の住所が反映される仕組みが導入され、企業が当該目的でマイナンバーを扱うことができることが前提。）
- ・ 地方税共通納税システムの拡充により、納税先の地方自治体を従業員等ごとに選択する必要がない。

(1) 企業の立場でメリットとなり得ること

① 個人住民税の特別徴収に関わる事務負担の軽減

- ・ 特別徴収税額通知（納税義務者用）を従業員に送付する事務が不要となれば、事務負担が軽減される。作業・保管スペースや人件費を削減できる。
- ・ 特別徴収税額通知（特徴義務者用）を受領した後、自社の給与システムに源泉徴収する税額を反映させる事務がなくなる。
- ・ 特別徴収に係る「給与所得者異動届」や「特別徴収切替依頼書」の提出が不要になれば、事務負担が軽減される。入社時の届出、退職時の一括徴収といった都度手続きが不要になる。
- ・ 企業と市区町村のやり取りがなくなることによる事務軽減（給与支払報告、決定通知配布、税額変更通知配布、市区町村からの扶養調査・居所確認がなくなると想定する）。

② 制度の分かりやすさ・従業員への周知

- ・ 制度移行により数年は混乱が予想されるが、所得税と同じサイクルになるため、従業員に説明しやすくなる。

- ・特に海外への赴任者・帰任者、所得が成果連動する職種等の前年度から所得が大きく増減する従業員の納得感が得られやすい。

(2) 懸念されること

① システムの移行・導入

- ・ 月次および年末調整時の個人住民税の税額計算フローを給与計算システムに導入するため、大規模改修が必要。
- ・ 地方税共通納税システムの拡充や共通のソフトウェアが提供されるとしても、企業が用いている給与計算システムとの連携が円滑に為されるか懸念がある。どの給与計算システムやPCを用いている会社でも問題なく使用できることが必要。
- ・ 共通のソフトウェアで作業完結できない場合、他社の有償ソフトを利用する等の追加コストが発生する。
- ・ 共通ソフトウェアの提供で自治体毎の独自事項を反映する場合でも、システム対応・マスター検証等の業務負荷が発生する。自治体毎の仕組みの差異をなくし、全国統一の仕組みとして頂きたい。
- ・ システム改修や社内調整に時間を要するため、所得税方式導入の際は一定の準備期間が必要。

② マイナンバーとの情報連携

- ・ 現在でも、マイナンバーを企業に提出しない従業員も存在する。マイナンバー未提出者がいると成り立たないため、法整備が大前提となる。
- ・ マイナンバーを利用する企業のリスク（情報管理、取り間違い等）が懸念される。
- ・ 管理・登録は社外委託しているため、情報連携に用いる場合、時間を要する。
- ・ セキュリティの観点で通常業務と比べ業務量が増加する。
- ・ 新規雇用者（4月新卒新入社員等）については、雇用初月の給与・源泉徴収税額計算時までにマイナンバーの取得が間に合わない（＝1月1日時点の住所地が自動的に把握されない）可能性がある。納付先の自治体の指定等、個別対応が必要となる可能性がある。
- ・ 海外からの年内帰国者が、1月2日以降に住居登録を行った場合、納税先の市町村を抽出できないのではないかと懸念される。

③ 事務負担

- ・ 12月の繁忙期に個人住民税と所得税両方の年末調整を行うこととなり、企業側は相当な負担の増加となることが想定される。
- ・ 年末調整の計算から法定調書提出までの期間は短い。このことから年末調整の段階で作業が増加することは人件費の増加にもつながり、働き方改革の観点からも避けるべきと考える。

- ・ 昨今、法改正が続いており年末調整業務の負荷が大きい上に、個人住民税の年末調整業務が重なることで担当者の負荷が心配される。
- ・ 年末調整時の必要書類が増えない仮定でも、計算結果の確認等は必要であるため、その分の負担増加は避けられない。
- ・ 所得税のように過年度分の扶養是正を行うことも想定されると、所得税との事務の重複感が懸念される。
- ・ 制度移行時は、従業員への周知が難航し、従業員からの問合せが増加することが懸念される。
- ・ 個人住民税の算出根拠に関する問い合わせが、人事担当者に寄せられることが想定される。

④ その他、仮定について

- ・ 所得税の源泉徴収区分が「甲」以外の従業員（別の企業で「給与所得者の扶養控除等申告書」を提出している従業員や、日雇い、短期間雇用）については特別徴収が不要となるのか不明確。
- ・ 給与支払報告書を市区町村へ提出する必要性がなくなるのか（源泉徴収票のみで問題ないのか）。
- ・ ふるさと納税のワンストップ特例制度を利用する場合、現行は毎月徴収する個人住民税から控除されるため、源泉徴収段階で、一律の税率に基づき税額を算定する場合、年末調整または確定申告で控除する手当てが必要になるのではないかと。

4 本検討会における議論

本検討会では、各委員から以下のような意見があった。

(1) 企業の事務負担

- ・ 所得税の年末調整の電子化で導入されるソフトウェアの入力支援機能を充実させることで個人住民税の年末調整を同時に行うことが可能となり、マイナンバーの利用率にもよるが、企業の事務負担も一定程度は軽減可能になるのではないかと。
- ・ 個人住民税においても、所得税のいわゆる年調ソフトを使用した年末調整を参考に、eLTAXのシステム改修により特別徴収義務者の事務負担を軽減し、年末調整を行うことが可能ではないかと。
- ・ 個人住民税の現年課税化によって、企業が実質的に徴税の代わりにほとんど全てすることになり、今まで以上に課税の事務負担を企業に依存することとなる。働き方の多様化が進む中で収入源が複数ある人たちも出てきており、電子化でどこまで簡単になるのだろうか。
- ・ 所得税の年末調整の仕組みは源泉徴収義務者に過度な負担を強いており、この仕組みを簡素化することが必要ではないかと。

- ・ 電子化などによる事務負担の軽減は見込まれるものの、企業におけるシステム改修やマイナンバーの管理コストが生じ、個人住民税の年末調整作業により事務負担が増加することが懸念される。また、副業やふるさと納税により自ら確定申告する者も増加しており、企業がそれらを把握することは困難である。
- ・ 毎年の消費税の影響調査では、ほとんどの中小企業の経理事務は1人、売り上げ1億円超の企業も半分は1人という状況であった。こうした中で、デジタル化の重要性も理解するが、事務負担の増加を懸念する声も聞かれた。
- ・ 年末調整による事務負担の増加については現年課税化に向けた移行における問題ではなく、完全に自動化されない限り、計算結果の検証など、事務負担は相当かさむことになる。

(2) 1月1日現在の住所の把握

- ・ 企業におけるアンケートは、住所地の把握が容易になった場合を前提としたものだが、こうした仮定をおいても懸念が出ている。住所地の把握など現実の下で運用されると難しいと思うので、少し慎重に検討していく必要がある。
- ・ 各源泉徴収義務者が従業員の1月1日現在の住所を把握することは不可能とは言えないので、従業員の利便や年末調整の電子化による全体の事務軽減の程度等を比較考量して議論できると良い。

(3) 地方税共通納税システムの活用

- ・ 地方税共通納税システムの発展によって現年課税化が現実的になっており、事務負担の軽減についての詳細な検討が加えられてきたことによって、所得税方式についての現実性が増している。
- ・ 現年課税化の検討において、地方税共通納税システムが動き出したことは大きなステップであり、地方税共通納税システムで出来ること・出来ないことを把握することが直近の課題である。
- ・ 企業が地方税共通納税システムを通じて納税する際、将来的には、企業が市町村ごとに振り分けて納税するのではなく、マイナンバーを活用することにより各従業員の1月1日住所地を把握し、企業が一括して納税することも考えられるのではないか。

(4) 市町村における還付事務

- ・ 市町村における還付事務において、還付先の口座を把握することは大事であり、金融機関側のシステムから突合出来ている正確な本人口座情報が提供されると、大幅に事務負担は軽減され、納税者の利便性は向上する。
- ・ 還付・徴収事務はマイナンバーに紐付けられた個人口座で行うことが望ましい。
- ・ マイナンバーと個人の口座が紐付けば、自治体と納税義務者の間で還付手続きがスムーズに行くのではないか。

(5) 課税データを活用している各種制度への影響

- ・ 現年課税化後も個人住民税の確定時期が5月から6月辺りとする、各種社会保障制度への影響はあまりないと考えられるが、超過課税や減税を実施している地方団体においては、追徴・還付がほぼ漏れなく発生することとなり、課税事務そのもののスケジュールに影響が出る可能性がある。
- ・ 課税データを活用している各種制度への影響については、賦課課税方式にせよ申告納税方式にせよ、マイナンバー制度の普及と活用によって対応可能である。

(6) 所得税方式について

- ・ 個人住民税について所得税方式を採用した場合、個人住民税の課税は申告納税方式・賦課課税方式のどちらか、企業は特別徴収義務者・源泉徴収義務者のどちらか、納税義務の範囲、賦課課税方式のままで税額が確定していない状態で年末調整することをどのように捉えるのか、といったところについて、今後整理が必要である。
- ・ 生命保険料の支払額は年末までの見込みであるため、その後に解約等があれば再年末調整が必要となる。また、扶養が外れることにより扶養控除や配偶者控除が変わることもある。このように、年末調整で一時的に税額を確定させることは難しいのではないか。海外には年始調整を行っている国もある。

(7) 個人住民税の確定申告

- ・ 現年課税化への切り替えにおける負担を誰が負うのかが焦点になる。納税義務者の負担は増えるが、確定申告をすることは納税意識を高めるところにおいては重要なのではないか。
- ・ 企業が現年課税化に伴ったすべてを負担することは難しいと考えると、納税義務者に個人住民税の確定申告を行っていただくことも考えられる。

(8) 現年課税化への移行に伴うコスト等

- ・ デジタル化によって事務負担の課題を解決していく方向は理解できるが、企業や自治体のコストや手間を考えると、少しずつ現年課税化に移行していくとコストが掛かるので、ある時点で一気に移行することが考えられる。
- ・ 短期的には事務負担が大きくなるが、長期的には、いかなる給与の変動にも対応できる税制を目指すということを国民的議論としていく必要がある。
- ・ 事業者、行政ともに新たな事務負担というものをどう考えていくのか、社会コストをどう考えるのかということと、現年課税化が社会全体の効率化にどれだけ意義があるのかということと、ほかの仕組みとの整合性や効率化を踏まえて検討していくべき。
- ・ 企業の給与システムの改修は移行における問題であるが、システム改修のコストが掛かっても、別の面で事務が簡素化・効率化されることによるメリットがあれば企業として特段不満はない。

- ・ マイナンバーとの連携が不可欠であると考えるが、現状ではマイナポータル
の開設は増えていない。データと紙の混在によって負担が増えないように、や
るなら徹底的に電子化する必要がある。

(9) その他

- ・ 現年課税化の検討においても、公平性がキーワードであり、現年課税化への
切り替えに必要なのは電子化である。働き方の多様化によって、転職する方、
収入を複数持つ方も多く、電子化やマイナンバーの紐付けがより重要となる。
- ・ 年末調整の電子化が進んでも全てのことが早くなる訳ではなく、例えば、マ
イナポータルへ医療費関係データが入力される時期は2月中旬である。もと
もとタイトな期間に色々なことをやるのは難しいので全体的にスケジュール
を後ろ倒しすべき。

5 今後の検討について

本検討会においては、これまでの検討会での議論を踏まえつつ、年末調整の
電子化、地方税共通納税システムの活用、マイナンバーと個人口座の紐付けが
それぞれ実現したと仮定した場合の企業、市町村、納税義務者における現年課
税化に向けた課題についての発表や議論が行われた。

議論の中で、地方税共通納税システムの導入により現年課税化の現実性が
高まったという意見やマイナンバーと個人口座の紐付けによって市町村の還
付事務の負担軽減が図られるといった意見があった一方で、デジタル化が進
展してもなお、企業において新たに個人住民税の年末調整事務を行う場合の
事務負担の増加を懸念する意見が少なくなかった。

これまで本検討会においては、様々な角度から個人住民税の現年課税化に
ついて議論を続けてきたところであるが、今後、より具体的な検討を進めるた
めには、現在、急速に進んでいる企業や市町村におけるデジタル化、マイナン
バーカードの普及などについて一定の進捗が見られた機会を捉え、制度的・実
務的な課題、企業や市町村におけるシステム改修の必要性等について議論を
行うことが適当と考える。

また、その他の課題として、切替年度における納税義務者の税負担の課題に
ついて引き続き留意すべきであり、納税義務者の税負担に大きく影響を与え
ることから、過去の本検討会における検討結果も踏まえて、十分な議論が必要
である。

(参考)

第1 大規模災害時の災害減免基準についてに関する資料

大規模災害時の災害減免基準について

- 1 災害時に適用される個人住民税・所得税
における各種制度の概要

災害時に適用される納税(徴収)猶予、納期限の延長、減免、雑損控除

| | 所得税 | 個人住民税 |
|-----------|--|---|
| 納税(徴収) 猶予 | 災害により納税者がその財産につき相当な損失を受けた場合において、その者の申請に基づき、納期限から1年以内の期間を限り、その国税の全部又は一部の納税を猶予することができる。(国税通則法第46条) | 災害により納税者等が地方団体の徴収金を一時に納付することができない場合において、その納付できないと認められる金額を限度として、その者の申請に基づき、1年以内の期間を限りその徴収を猶予することができる。(地方税法第15条) |
| 納期限の 延長 | 国税庁長官は災害その他やむを得ない理由により、国税に関する法律に基づく申告、申請、請求、届出その他書類の提出、納付又は徴収に関する期限までにこれらの行為をすることができないと認めるときは、その理由のやんだ日から2月以内に限り、期限を延長することができる。(国税通則法第11条) | 地方団体の長は、災害その他やむを得ない理由により、この法律又はこれに基づく条例に定める申告、申請、請求その他書類の提出又は納付若しくは納入に関する期限までに、これらの行為をすることができないと認めるときは、条例の定めるところにより期限を延長することができる。(地方税法第20条の5の2) |
| 減免 | 災害により自己の所有する住宅又は家財につき生じた損害金額がその住宅又は家財の価額の50%以上である者で、被害を受けた年分の合計所得金額が1,000万円以下であるものは、 <u>雑損控除との選択により、その年分の所得税額の軽減又は免除を受けることができる。</u> (災害減免法第2条) | 災害その他特別の事情がある場合において地方税の減免を必要とすると認める者等に限り、 <u>当該地方団体の条例の定めるところにより、減免することができる。</u> (地方税法第323条) <div style="border: 1px solid red; padding: 5px; display: inline-block; margin-top: 10px;"> 具体的な減免に関する取扱い例を技術的助言として通知(P3参照) </div> |
| 雑損控除 | 住宅家財等について災害又は盗難若しくは横領による損失を生じた場合、災害関連支出の金額がある場合には、次の金額を所得控除できる。(所得税法第72条) 次のいずれか多い方の金額 ①(災害損失の額+災害関連支出の金額)一年間所得金額×10% ②災害関連支出の金額-5万円 ※その年の所得金額から控除しきれない金額がある場合には、翌年以後3年間に繰り越して、各年分の所得金額から控除可能。 | 所得税と同様の措置を実施。 (地方税法第34条、第314条の2) |

(注) 所得税は、確定申告において、減免又は雑損控除のどちらか有利な方を選択することとなる。

「災害被害者に対する地方税の減免措置等について」 (平成12年自治事務次官通知)

第3 減免に関する取扱い例

災害が地方団体の区域内に広範囲に発生した場合には、地方団体の長は、法第72条の62、第323条等の規定に基づき、その都度条例を定めて減免することとする。その条例を定める場合には、被害者が納付すべき当該年度分の税額のうち災害を受けた日以後に納期の末日の到来するものについて、次の基準により減免の措置を講ずることとする。

2 市町村税関係

(1) 個人の市町村民税及び個人の道府県民税(法323、45)

(ア) 災害により次の事由に該当することとなった者に対しては、次の区分により軽減し、又は免除する。

| 事 由 | 軽減又は免除の割合 |
|--|-----------|
| 死亡した場合 | 全 部 |
| 生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による生活扶助を受けることとなった者 | 全 部 |
| 障害者(法292条第1項第10号に規定する障害者をいう。)となった場合 | 10分の9 |

(イ) その者(納税義務者の法第292条第1項第7号に規定する同一生計配偶者又は法第292条第1項第9号に規定する扶養親族を含む。)の所有に係る**住宅又は家財につき災害により受けた損害の金額**(保険金、損害賠償金等により補てんされるべき金額を除く。)が**その住宅又は家財の価格の10分の3以上であるもので、前年中の法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額(略)が1,000万円以下であるもの**に対しては、次の区分により軽減し、又は免除する。

| 損害程度 合計所得金額 | 軽減又は免除の割合 | |
|----------------|-------------------|------------|
| | 10分の3以上10分の5未満のとき | 10分の5以上のとき |
| 500万円以下であるとき | 2分の1 | 全 部 |
| 750万円以下であるとき | 4分の1 | 2分の1 |
| 750万円を超えるとき | 8分の1 | 4分の1 |

(参考) 災害減免措置の比較

| 損害の程度 (住宅又は家財 が受けた損害の 金額) | 災害減免通知 (住民税) | | | 災害減免法 (所得税) | | |
|------------------------------------|-----------------|---------------|----------------|----------------|---------------|----------------|
| | 前年中の合計所得金額 | | | 合計所得金額 | | |
| | ~500万円 | 500~ 750万円 | 750~ 1000万円 | ~500万円 | 500~ 750万円 | 750~ 1000万円 |
| 0~1/10 | | | | | | |
| 1/10~2/10 | | | | | | |
| 2/10~3/10 | | | | | | |
| 3/10~4/10 | | | | | | |
| 4/10~5/10 | 1/2 | 1/4 | 1/8 | | | |
| 5/10~6/10 | 全部 | 1/2 | 1/4 | 全部 | 1/2 | 1/4 |
| 6/10~7/10 | | | | | | |
| 7/10~8/10 | 全部 | 1/2 | 1/4 | 全部 | 1/2 | 1/4 |
| 8/10~9/10 | | | | | | |
| 9/10~10/10 | | | | | | |

災害減免等の過去の経緯

●: 国税の動き

○: 地方税の動き

昭和14年 ●旧災害減免法の成立

昭和22年 ●旧災害減免法の全部改正により災害減免法が成立

※以後、災害減免法を改正し、減免措置の対象となる合計所得金額を随時引き上げ(平成7年に現行の1,000万円以下となる)

昭和25年 ○地方税法の各税目に納期限の延長、減免の規定を追加

●所得税において雑損控除を創設

昭和26年 ○地方税法に徴収猶予の規定を追加

※国税徴収法の改正に歩調を合わせたもの

昭和28年 ○「災害に伴う地方税の減免措置等について」(昭和28年自治庁次長通達)を通知

※災害時の個人住民税の減免の具体的な取扱いについて初めて通知(災害減免法に基づく所得税の減免措置を踏まえて記載)

昭和37年 ○個人住民税において雑損控除を創設

昭和38年 ○地方税法において納期限の延長を総則に規定

※災害等の場合には申告等の期限も延長できるよう制度を拡充

昭和39年 ○「災害被害者に対する地方税の減免措置等について」(昭和39年自治事務次官通知)を通知

※昭和28年通達の内容に、災害等の場合の申告等の期限延長に係る具体的な取扱い(延長期限は災害のやんだ日から2月以内等)を追加

平成12年 ○「災害被害者に対する地方税の減免措置等について」(平成12年自治事務次官通知)を通知

※地方分権一括法の施行に伴い、技術的助言に改正(昭和39年通知は廃止)

2 地方団体における大規模災害時の対応

大規模災害時において罹災証明書を活用した減免基準を設けた例

- 大規模災害時において、迅速な減免認定を行う観点等から、罹災証明書による住宅被害の程度に基づく減免基準を設けた例がある。
- 例えば、仙台市などでは、総務省通知に基づく災害減免基準を条例・規則に定めつつ、大規模災害時における特例を別途定めている。

| 損害の程度 (住宅又は家財 が受けた損害の 金額) | 災害減免通知 (住民税) | | | 災害減免法 (所得税) | | | 罹災証明書による 住宅被害の程度 ※ | 損害 割合 | 仙台市 (東日本大震災の特例) 広島市 (特定災害の特例) | | | 熊本市 (熊本地震の特例) | | | 北海道厚真町 (北海道胆振東部地震の特例) | | |
|------------------------------------|-----------------|---------------|----------------|----------------|---------------|----------------|--------------------------|------------|----------------------------------|---------------|----------------|------------------|---------------|----------------|--------------------------|---------------|----------------|
| | 前年中の合計所得金額 | | | | | | | | 前年中の合計所得金額 | | | | | | | | |
| | ～500万円 | 500～ 750万円 | 750～ 1000万円 | ～500万円 | 500～ 750万円 | 750～ 1000万円 | | | ～500万円 | 500～ 750万円 | 750～ 1000万円 | ～500万円 | 500～ 750万円 | 750～ 1000万円 | ～500万円 | 500～ 750万円 | 750～ 1000万円 |
| 0～1/10 | | | | | | | 一部損壊 | ～ 10% | | | | | | | | | |
| 1/10～2/10 | | | | | | | 一部損壊 (準半壊) | 10～ 20% | | | | | | | | | |
| 2/10～3/10 | | | | | | | 半壊 | 20～ 40% | 1/2 | 1/4 | 1/8 | 1/2 | 1/4 | 1/8 | 1/2 | 1/4 | 1/8 |
| 3/10～4/10 | 1/2 | 1/4 | 1/8 | | | | | | | | | | | | | | |
| 4/10～5/10 | | | | | | | 大規模半壊 | 40～ 50% | | | | 3/4 | 3/8 | 3/16 | | | |
| 5/10～6/10 | 全部 | 1/2 | 1/4 | 全部 | 1/2 | 1/4 | 全壊 | 50% 以上 | 全部 | 1/2 | 1/4 | 全部 | 1/2 | 1/4 | 全部 | 1/2 | 1/4 |
| 6/10～7/10 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 7/10～8/10 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 8/10～9/10 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 9/10～10/10 | | | | | | | | | | | | | | | | | |

※市町村は、「災害の被害認定基準について」(平成13年6月28日付内閣府(防災担当)通知)等に基づき、住宅の被害の程度について判定することとなっている。

【参考】内閣府作成資料

災害に係る住家の被害認定

市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の被災者から申請があつたときは、遅滞なく、住家の被害その他当該市町村長が定める種類の被害の状況を調査し、当該災害による被害の程度を証明する書面(次項において「罹災証明書」という。)を交付しなければならない。(災害対策基本法第90条の2)

■災害に係る住家の被害認定基準運用指針(平成13年作成、令和2年最終改定)

- ・市町村が災害により被害を受けた住家の被害認定を迅速かつ的確に実施できるよう、地震・水害・風害等の災害ごとに住家の経済的被害の標準的な調査方法を定めたもの
- ・固定資産評価を参考に、原則として、部位(基礎、柱等)別の損害割合を算出し、それらを合計して住家全体の損害割合を算出して判定

■災害の被害認定基準等

| 被害の程度 | 全壊※1 | 大規模半壊※2 | 半壊※3 | 準半壊※4 | 準半壊に至らない (一部損壊) |
|---------------------------------------|-------|----------------|----------------|----------------|--------------------|
| 損害基準判定(住家の主要な構成要素の経済的被害の住家全体に占める損害割合) | 50%以上 | 40%以上 50%未満 | 20%以上 40%未満 | 10%以上 20%未満 | 10%未満 |

※1 全壊：「災害の被害認定基準について」(平成13年)による。

※2 大規模半壊：「被災者生活再建支援法の改正施行通知」(平成16年)による。

※3 半壊：「災害の被害認定基準について」(平成13年)による。(ただし、大規模半壊を除く)

※4 準半壊：「災害救助事務取扱要領」(令和2年)による。

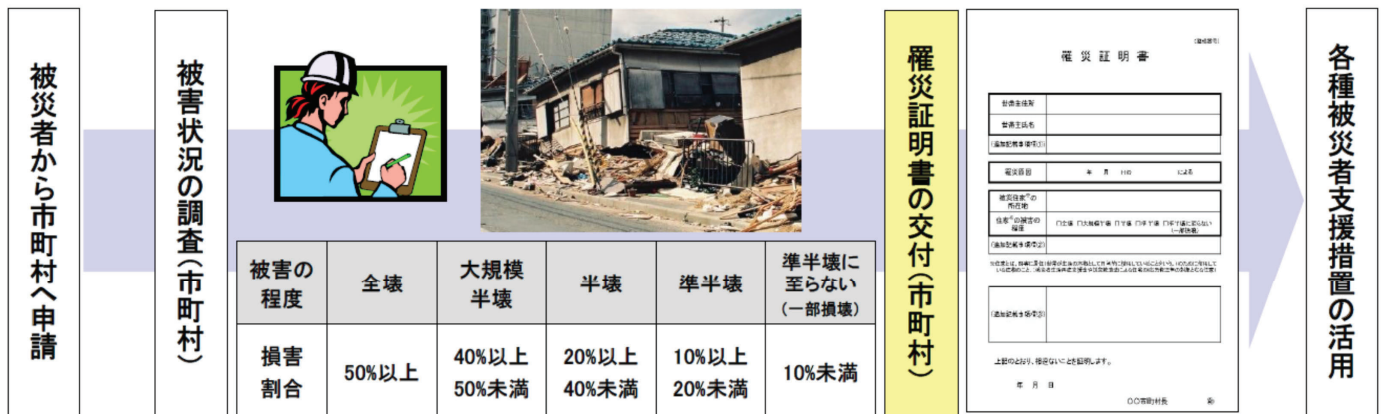
罹災証明書

市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の被災者から申請があつたときは、遅滞なく、住家の被害その他当該市町村長が定める種類の被害の状況を調査し、**当該災害による被害の程度を証明する書面**（次項において「**罹災証明書**」という。）を交付しなければならない。（災害対策基本法第90条の2）

罹災証明書は、各種被災者支援策※の適用の判断材料として幅広く活用されている。

- | | | |
|-----------|-------|-----------------------------|
| ※各種被災者支援策 | 給付 | : 被災者生活再建支援金、義援金 等 |
| | 融資 | : (独)住宅金融支援機構融資、災害援護資金 等 |
| | 減免・猶予 | : 税、保険料、公共料金等 |
| | 現物給付 | : 災害救助法に基づく応急仮設住宅、住宅の応急修理 等 |

<被災から支援措置の活用までの流れ>



検討の方向性

- 大規模災害時において、迅速な減免認定を行う観点等から、罹災証明書による住宅被害の程度に基づく減免基準を設けることは、合理的な対応と考えられる。
- 他方で、総務省通知はあくまで取扱い例を参考で示すものであるが、罹災証明書の活用に関する記載がないことから、そうした独自の取組を行うことについて、ためらいがあるとの意見もある。
- こうしたことを踏まえ、大規模災害時において、迅速な減免認定を行う必要がある場合等には、罹災証明書による住宅被害の程度に基づく減免基準を設けることも考えられる旨を、総務省通知に明記することが考えられるか。

平成28年熊本地震に係る個人住民税 の減免規定の整備について

【令和2年度第1回個人住民税検討会】

令和2年8月3日

熊本市財政局税務部税制課 副課長 荒木 巖

11

1 経緯

- 平成28年熊本地震（以下「震災」という。）により市内の広範な地域に甚大な損害が発生。
- 災害に係る市税の減免については、熊本市税条例（以下「条例」という。）及び熊本市税条例施行規則（以下「規則」という。）の規定に基づき、運用を行っているところ、震災の影響が広範に及んだことを勘案し、次の措置が求められた。

- ①減免申請に伴う添付書類を簡略化する等被災者の負担を緩和する措置
- ②減免事務を迅速かつ的確に行う措置

被災者の負担緩和

減免処理の迅速化
及び的確化

- 条例については、既存の災害減免の規定により震災への減免対応も可能であることから、改正の必要なし
- 従前の規則では①、②の措置を行うにあたり課題が発生⇒改正が必要

2

2 課題①

- 罹災証明書における被害の程度が半壊（被害の割合20%～40%）の場合、規則における損害の程度10分の3以上に該当するかどうかが不明である。
- 罹災証明書における被害の程度判定のための調査と災害減免の可否に係る損害の程度判定調査を別に実施することは震災の規模からみて困難である。
- 減免の可否の判断には、保険金・損害賠償金等により補てんされる額等納税義務者からの申請によらなければ把握できない事項があるが、震災の規模からみて漏れなく把握することは困難である。

（罹災証明書における被害の程度）

| | | | |
|-------|------------|------------|-------|
| 被害の割合 | 20%以上40%未満 | 40%以上50%未満 | 50%以上 |
| 被害の程度 | 半壊 | 大規模半壊 | 全壊 |

（規則における損害の程度）

| 程度 | 損害の | 軽減又は免除の割合 | |
|------------|-----|----------------|---------|
| | | 10分の3以上10分の5未満 | 10分の5以上 |
| 前年中の合計所得金額 | | | |
| 500万円以下 | | 2分の1 | 全額 |
| 750万円以下 | | 4分の1 | 2分の1 |
| 1,000万円以下 | | 8分の1 | 4分の1 |

13

2 課題②

- 罹災証明書における被害の程度が半壊以上の判定を受けた住宅の所有者である納税義務者以外の当該住宅に居住する納税義務者（同一生計配偶者又は扶養親族を除く）については、所有する家財に一定程度の損害を受けたと考えられるものの、罹災証明書では家財の損害は分からず減免の可否が判定出来ないため、扶養関係の有無等で不公平が生ずる。

【規則第4条第12号】

納税義務者(法第292条第1項第7号に規定する同一生計配偶者又は同項第9号に規定する扶養親族を含む。)の所有に係る住宅又は家財につき災害により受けた損害の金額(保険金、損害賠償金等により補填されるべき金額を除く。)がその住宅又は家財の価格の10分の3以上であるもので、前年中の合計所得金額が1,000万円以下であるものに対しては、当該納税義務者の市民税のうち当該災害を受けた日以後に納期限の到来する税額について次の区分により軽減し、又は免除する。

14

3 課題の解決①

損壊した居住に係る住宅の被害の程度に基づく減免の新設（附則第4条第2号）

- ▶ 震災の規模を勘案し、被災した納税義務者の負担を軽減し、かつ減免処理を迅速かつ的確に実施するため、罹災証明書のみで減免の可否が判断できるよう規定を設けるもの。

（附則第4条第2号の規定内容）

| 減免事由 | | 減免割合 | |
|--------------------|-------|-----------------------|------|
| 災害により居住する住宅が損壊した場合 | 全壊 | 合計所得金額500万円以下 | 全額 |
| | | 合計所得金額500万円超750万円以下 | 1/2 |
| | | 合計所得金額750万円超1,000万円以下 | 1/4 |
| | 大規模半壊 | 合計所得金額500万円以下 | 3/4 |
| | | 合計所得金額500万円超750万円以下 | 3/8 |
| | | 合計所得金額750万円超1,000万円以下 | 3/16 |
| | 半壊 | 合計所得金額500万円以下 | 1/2 |
| | | 合計所得金額500万円超750万円以下 | 1/4 |
| | | 合計所得金額750万円超1,000万円以下 | 1/8 |

15

3 課題の解決②

所有に係る住宅又は家財の損害の程度に基づく減免に係る適用の区分の見直し（附則第4条第1号）

- ▶ 現行規則の規定を準用しつつ、損害の程度区分を見直し、罹災証明書における被害の程度の区分との整合性を図る形で規定を設けるもの。
- ▶ 損害の程度区分の見直しに伴い、適用範囲は拡大することとなる。

（規則第4条第12号の規定内容）

| 減免事由 | | 減免割合 | |
|--------------------------|-------------------|-----------------------|-----|
| 災害により所有する住宅又は家財に損害を受けた場合 | 損害の程度5/10以上 | 合計所得金額500万円以下 | 全額 |
| | | 合計所得金額500万円超750万円以下 | 1/2 |
| | | 合計所得金額750万円超1,000万円以下 | 1/4 |
| | 損害の程度3/10以上5/10未満 | 合計所得金額500万円以下 | 1/2 |
| | | 合計所得金額500万円超750万円以下 | 1/4 |
| | | 合計所得金額750万円超1,000万円以下 | 1/8 |

（附則第4条第1号の規定内容）

| 減免事由 | | 減免割合 | |
|--------------------------|-------------------|-----------------------|------|
| 災害により所有する住宅又は家財に損害を受けた場合 | 損害の程度5/10以上 | 合計所得金額500万円以下 | 全額 |
| | | 合計所得金額500万円超750万円以下 | 1/2 |
| | | 合計所得金額750万円超1,000万円以下 | 1/4 |
| | 損害の程度4/10以上5/10未満 | 合計所得金額500万円以下 | 3/4 |
| | | 合計所得金額500万円超750万円以下 | 3/8 |
| | | 合計所得金額750万円超1,000万円以下 | 3/16 |
| | 損害の程度2/10以上4/10未満 | 合計所得金額500万円以下 | 1/2 |
| | | 合計所得金額500万円超750万円以下 | 1/4 |
| | | 合計所得金額750万円超1,000万円以下 | 1/8 |

16

4 減免実績

- 条例における減免申請期限は納期限前7日であるところ、震災の規模等を鑑み申請期限を平成29年3月末日まで延長。
- 平成29年4月末日までにすべての審査を終えた。

| 内訳 | 件数（件） | 市民税減免額（円） |
|------|--------|---------------|
| 現年度分 | 38,218 | 1,447,243,502 |
| 過年度分 | 111 | 1,064,980 |
| 合計 | 38,329 | 1,448,308,482 |

※過年度分は平成28年度中に過年度分の課税をおこなったものが減免となったもの

17

5 震災に限定した減免基準とした理由

- 地方税法、条例及び規則における市税の減免規定は、税負担の公平性の観点から、災害、貧困等により担税力を喪失した者、その他特別な事情がある場合に限り減免を認めており、災害の規模を鑑みず、むやみに減免の範囲を拡大することは税負担の公平性の観点から問題がある。
- 震災時における減免規定の整備は、震災の規模を鑑み、被災した納税義務者の負担の軽減に配慮しつつ、減免事務を迅速かつ的確に行うため、特例的な措置が必要との判断で実施したものであることから、震災に係る減免に限定することとした。
- なお、通常の災害における減免についても、罹災証明書における「被害の程度」と規則における「損害の程度」が異なることの課題が存在することから、罹災証明書における被害の程度は参考としつつ、損害額等を算出することとしている。

18

6 震災後、他の被災団体からの問い合わせの状況

記録には残っていないものの以下の災害の際、各自治体から震災時の減免規定の整備について、問い合わせがあったものと記憶している。

- 平成29年7月九州北部豪雨災害：福岡県各自治体
- 平成30年6月大阪府北部地震：高槻市
- 平成30年7月豪雨災害：広島県各自治体
- 平成30年9月北海道胆振東部地震：北海道各自治体

19

(参考資料)

【熊本市税条例】

(市民税の減免)

第33条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者のうち、その必要があると認めるものに対し、市民税を減免することができる。

(7) 天災その他これに類する災害により資産につき損失を受けた者

20

【熊本市税条例施行規則】

(市民税の減免)

第4条 条例第33条第1項各号に規定する市民税の減免は、次の各号の定めるところによる。

(12) 納税義務者(法第292条第1項第7号に規定する同一生計配偶者又は同項第9号に規定する扶養親族を含む。)の所有に係る住宅又は家財につき災害により受けた損害の金額(保険金、損害賠償金等により補填されるべき金額を除く。)がその住宅又は家財の価格の10分の3以上であるもので、前年中の合計所得金額が1,000万円以下であるものに対しては、当該納税義務者の市民税のうち当該災害を受けた日以後に納期限の到来する税額について次の区分により軽減し、又は免除する。

| 前年中の合計所得金額 | 損害の程度 | | 軽減又は免除の割合 | |
|------------|-------------------|------------|-----------|--|
| | 10分の3以上10分の5未満のとき | 10分の5以上のとき | | |
| 500万円以下 | 2分の1 | 全額 | | |
| 750万円以下 | 4分の1 | 2分の1 | | |
| 1,000万円以下 | 8分の1 | 4分の1 | | |

21

(附則)

4 平成28年熊本地震により被災した場合における条例第33条第1項第7号の規定による市民税の減免は、第4条第12号の規定にかかわらず、次の各号の定めるところによる。

(1) 納税義務者(法第292条第1項第7号に規定する控除対象配偶者又は同項第8号に規定する扶養親族を含む。)の所有に係る住宅又は家財につき平成28年熊本地震により受けた損害の金額(保険金、損害賠償金等により補填されるべき金額を除く。)がその住宅又は家財の価格の10分の2以上である者で、前年中の合計所得金額が1,000万円以下であるものに対しては、当該納税義務者の平成28年度分の市民税のうち平成28年4月14日以後に納期限の到来する税額について次の区分により軽減し、又は免除する。

| 前年中の合計所得金額 | 損害の程度 | | | 軽減又は免除の割合 | | |
|------------|-------------------|-------------------|------------|-----------|--|--|
| | 10分の2以上10分の4未満のとき | 10分の4以上10分の5未満のとき | 10分の5以上のとき | | | |
| 500万円以下 | 2分の1 | 4分の3 | 全額 | | | |
| 750万円以下 | 4分の1 | 8分の3 | 2分の1 | | | |
| 1,000万円以下 | 8分の1 | 16分の3 | 4分の1 | | | |

22

(2) 平成28年熊本地震により、その居住に係る住宅が、本市が行う平成28年熊本地震の被害の状況の調査における全壊、大規模半壊又は半壊に相当する程度の被害を受けたと認められる納税義務者で、前年中の合計所得金額が1,000万円以下であるものに対しては、平成28年度分の市民税のうち平成28年4月14日以後に納期限の到来する税額について次の区分により軽減し、又は免除する。

| 被害の程度 前年中の合計所得金額 | 軽減又は免除の割合 | | |
|---------------------|-----------|--------------|-----------|
| | 半壊に相当するとき | 大規模半壊に相当するとき | 全壊に相当するとき |
| 500万円以下 | 2分の1 | 4分の3 | 全額 |
| 750万円以下 | 4分の1 | 8分の3 | 2分の1 |
| 1,000万円以下 | 8分の1 | 16分の3 | 4分の1 |

(参考)

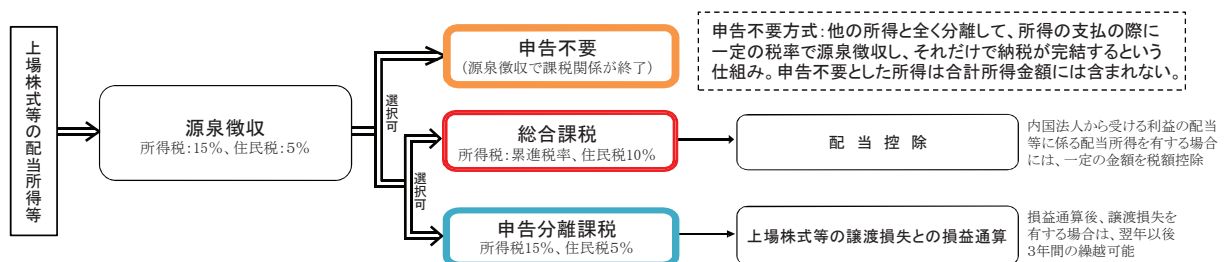
第2 上場株式の配当所得等への
課税方式の選択に関する資料

上場株式の配当等への課税方式の選択

上場株式等の配当所得等に係る課税方式

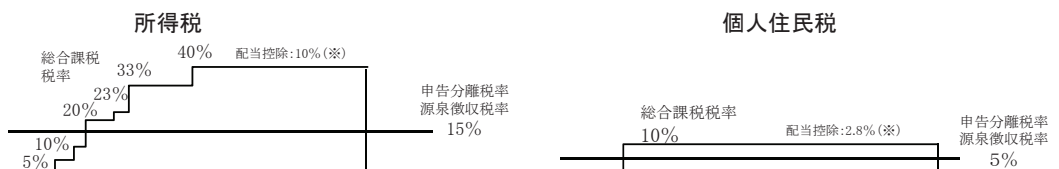
○ 上場株式等に係る配当所得等については、①総合課税方式、②申告不要方式、③申告分離課税方式の3つの課税方式があり、納税義務者が所得税の確定申告及び個人住民税の申告を行うことにより、所得税と個人住民税において異なる課税方式の選択が可能。

※ 所得税の確定申告書を提出し、個人住民税の申告書を提出しない場合には、個人住民税の申告書が提出されたものとみなされ、所得税と個人住民税で同様の課税方式を選択したことになる。



○ 具体的には、所得税・個人住民税の税額計算や国民健康保険等の他制度における影響を踏まえ、所得税で総合課税方式又は申告分離課税方式を選択し、個人住民税では申告不要方式を選択するといったケースがある。

(参考)所得税・個人住民税の税率構造



※ 課税所得1000万円以下、剰余金の配当等に係る配当所得の場合の控除率

平成15年度改正の概要

【改正内容】

- 上場株式等の配当や譲渡益等について、源泉徴収(所得税15%、個人住民税5%)のみで納税が完了する仕組み(申告不要制度)を導入。
- 上記について、5年間の優遇税率(所得税7%、個人住民税3%)の特例を創設。(その後延長され、計10年間継続)

従来の金融・証券税制に対し、**個人投資家の間には、「新証券税制が複雑で分かりにくい」ということのほか、「税務当局に関わりたくない」という不満**があった。(略) **政府内においても金融・証券税制について「貯蓄から投資へ」の課題への対応や簡素化が強く要請**された。こうした中で配当課税及び株式譲渡益課税について、**預貯金並の手軽さで株式投資ができる税制とすることが求められたところ**である。

平成15年度税制改正においては、こうした状況の下で、将来の利子・配当・株式譲渡益に対する課税の一体化を視野に入れ、金融商品間の中立性の確保と課税の簡素化が重要な政策課題となっていることから、上場株式等の配当、公募株式投資信託の収益分配金、上場株式等の譲渡益について**一律20%(国税15%、地方税5%)の源泉徴収のみで納税が完了する仕組み(申告不要)を導入**することとされた。

さらに、「貯蓄から投資へ」との現下の政策課題に対応し、個人投資家の積極的な市場参加を促す観点から、これらの所得について今後5年間は10%(国税7%、地方税3%)の優遇税率を適用することとされた。

また、これらの所得について**申告不要とし、納税義務者は、源泉徴収のみで課税関係を完了させるか、又は、申告して配当控除や上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除、各種の所得控除や税額控除の適用を受けること等により税負担の軽減するか、いずれかを選択**することができることとされた。

(改正地方税制詳解(平成15年)より抜粋)

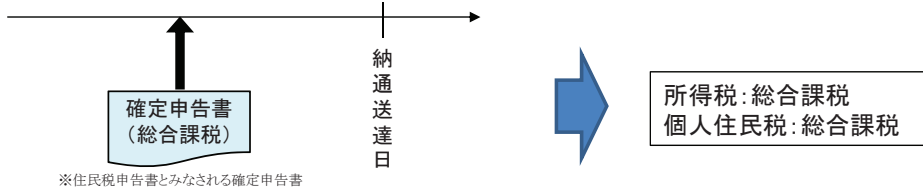
2

平成29年度改正の概要

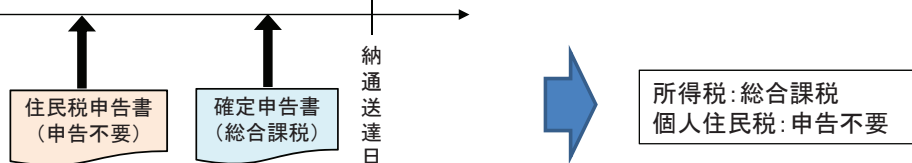
【改正内容】

- 現行法上においても、所得税と個人住民税とで異なる課税方式を選択することが許容されると考えられていたが、市町村が判断に迷うケースがあったことから、**異なる課税方式を選択できることを明確化するために、確定申告書を提出した後、住民税申告書を提出した場合における課税方式の決定等についての規定を整備**。

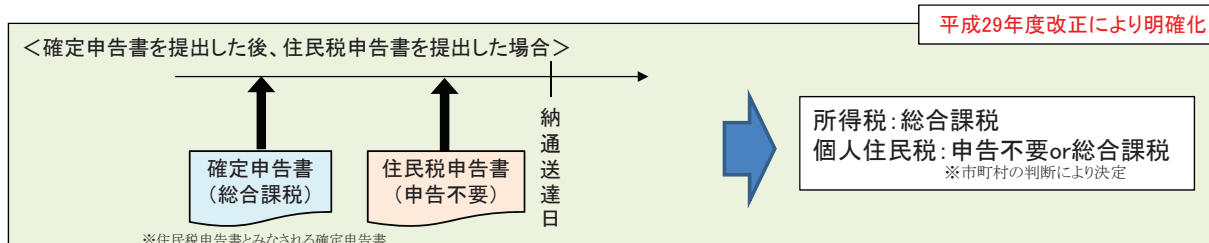
<確定申告書のみ提出し、住民税申告とみなされる場合>



<住民税申告書を提出した後、確定申告書を提出した場合>



<確定申告書を提出した後、住民税申告書を提出した場合>



○大岡分科員 次に、この時期、非常に多いのが、株式の配当の扱いでございます。

特に目立つというか案件が多いのが、年金生活をしながら株式配当を受けておられる方。これは、現在のルールでは、分離課税、それから年金なども合算しての総合課税、そして申告不要、この三つを選べることになっております。

これをやってみようというかというかと、所得税上は、配当も含めて総合課税を選択して、低い税率を選択する。その上で、地方税、地方の住民税の扱いについては、これを合算せずに申告不要とする。そうしないと各種保険料とかにはね返るといふことで、この確定申告の時期に、国と地方でばらばらの対応をしまっている、まあ、ばらばらの対応ができるようになってしまっているというのが現状です。

あわせて、当然、ばらばらの対応をすればどうなるかという、地方の収入は減ります。地方の収入は、申告不要扱いにして、小さく見せることができるようになってしまいます。

したがって、年金生活をしながら株式の配当を受けておられる方というのは、国から見た場合のこの方の収入と、地方から見た場合のこの方の収入というのは、全然違う数字が出てきてしまっているというのが現状です。

現在、マイナンバーを含めて導入をして、国民共通の基準でもって、本来、国から見ても地方から見ても所得は所得として把握をする。その上で、どう課税するか、どう賦課するかというのは当然地方の裁量が私はあるともいいと思いますけれども、少なくとも国民の所得に関しては、国から見ようと地方から見ようと同じ数字でもって把握をして、その上で、国がどう賦課するか、地方がどう賦課するか、それはそれぞれの自主性でもって進めていくべきだと思います。

したがって、この時期、当然、各税務署、それから税理士さんを悩ませる選択制でございますが、将来的には、この二重化ではなくて一本化、二重化というか三重化ではなくて一本化を目指していくべきだと思いますが、総務省の考えを教えてくださいたいと思います。

○政府参考人 お答えを申し上げます。

上場株式等の配当につきましては、所得税、個人住民税ともに、納税義務者により、総合課税、それから申告不要、申告分離課税が選択可能な仕組みとなっております。

こうした仕組みですが、個人投資家の市場参加を促す観点から段階的に導入されたものでございますが、いずれの改正時におきましても、納税義務者が所得税と個人住民税でそれぞれ異なる課税方式を選択することを法令上許容してきたところでございます。

このように、課税方式の選択については従来から許容されておりましたが、二十九年度改正でこのことを法令上明確化したこともありまして、御指摘のとおり、所得税は配当を含めて総合課税、それから住民税は申告不要とする方法を選ぶケースがあるということは認識しております。

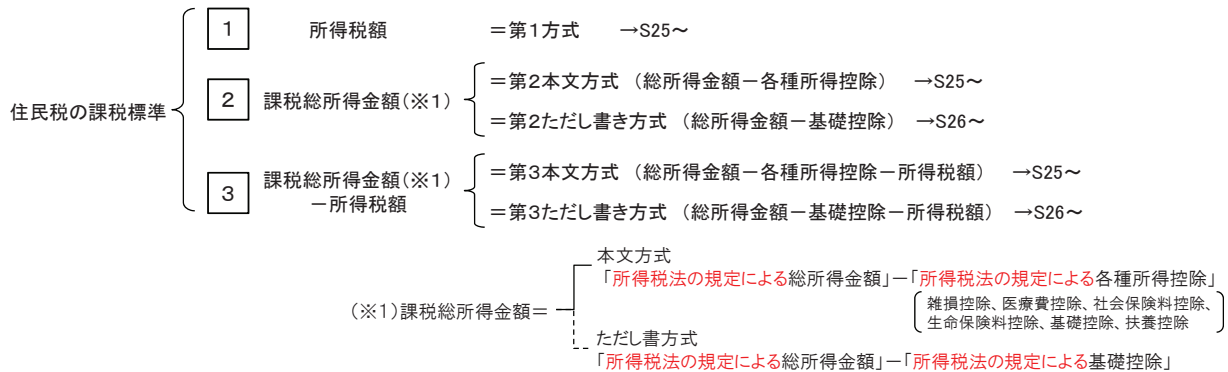
個人住民税の課税の基礎となるべき所得金額につきましては、所得税における所得金額を基準とすることとしております。したがって、基本的には、所得税の所得と個人住民税の所得は一致することになるわけでございますが、現行制度上、御指摘のような場合において、所得税と個人住民税の所得が異なることとなります。これは、従来から異なる課税方式を選択できることとしている結果であるということと御理解を賜りたいと思います。

所得について一本化するべきとの御提案につきましては、配当所得に係る個人住民税の基本的なあり方にかかわる問題でございます。制度導入の経緯等を踏まえつつ、慎重に検討する必要があると考えております。

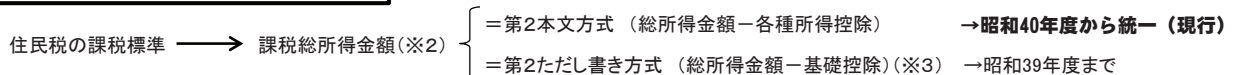
（参考）所得割の課税方式について

- シャープ勧告（昭和24年）において、住民税の課税標準は所得税法の規定によるものとして、3方式から1方式を選択するものとされた。さらに、昭和26年度から2方式（いわゆる、ただし書き方式）が追加された。
- 昭和37年度以降は、国税改正の影響が自動的に住民税に及ばないようにするとともに、課税方式の簡素合理化を図る観点から、住民税の課税標準は、所得税法の規定によるものから、住民税独自のものとして規定された。

昭和36年度までの課税方式（所得税準拠）



昭和37年度以降の課税方式（住民税独自）



（※2）課税総所得金額は、所得税の規定によるものから、住民税独自の課税総所得金額（課税標準）として規定。あわせて、所得控除（基礎控除、扶養控除等）についても、所得税の規定ではなく、住民税独自の各種所得控除の規定として整備。
（※3）昭和39年度分に限り、基礎控除及び扶養控除を行った金額を課税標準とする。

(参考) 所得税と個人住民税における所得計算

- 所得の二重調査に伴って納税者に与える煩雑さを避け課税の簡素合理化に資する見地から、原則として地方税法又はこれに基づく政令で特別の定めをする場合を除き、所得税法その他の所得税に関する法令の規定による所得計算の例により算定するものとされている。

○ 地方税法

(所得割の課税標準)

第三百十三条 所得割の課税標準は、前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額とする。

2 前項の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額は、この法律又はこれに基づく政令で特別の定めをする場合を除くほか、それぞれ所得税法その他の所得税に関する法令の規定による所得税法第二十二條第二項又は第三項の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額の計算の例によつて算定するものとする。ただし、同法第六十條の二から第六十條の四までの規定の例によらないものとする。

(参考) 所得税と個人住民税で所得計算が異なる例

| | 概要 | 理由 |
|-----------|--|---|
| 純損失の繰戻還付 | 所得税においては、総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額の計算上生じた純損失を前年に繰戻し、前年の所得税額を還付する制度がある一方、個人住民税では認められていない。したがって、所得税において純損失の繰戻しを選択した場合には、翌年に繰り越される損失の額が所得税と個人住民税で異なることとなり、翌年以降の総所得金額等も所得税と異なりうる。 | 地方団体の財政規模が小さいために、純損失の生じた年度において税収入の減少に加えて多額の還付金を生ずることが、その財政の運営に支障をきたすものと考えられたため。 |
| 青色事業専従者控除 | 事業専従者が支払を受ける給与の額は、一定の要件の下で当該事業を営む納税義務者の事業所得の計算上必要経費に算入することができる。ただし、この特例の適用を受けた事業専従者である親族は、控除対象配偶者又は控除対象扶養親族に該当しないこととなる。一定の事業を営む納税義務者がこの親族について、所得税では控除対象配偶者又は控除対象扶養親族として申告する一方、個人住民税では事業専従者として申告する場合、所得税では事業所得の必要経費に算入されず配偶者控除又は扶養控除を受けることとなり、個人住民税では事業所得の必要経費に算入されることから、総所得金額が所得税と異なりうる。 | 青色事業専従者控除については、所得税と個人住民税とで異なる適用とすることが可能であり、その結果として所得計算が異なることとなるため。 |

参 考

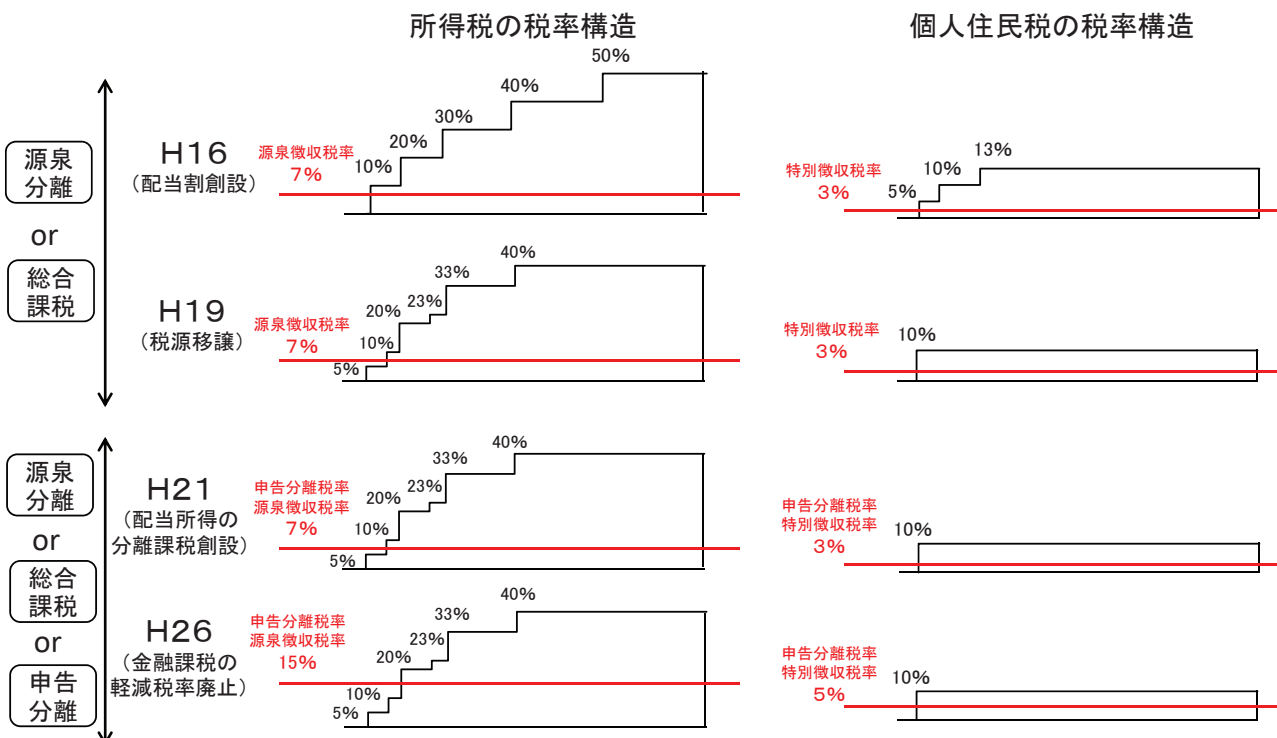
利子、配当、株式等の譲渡益等に係る住民税の税率・課税方式

| | | 税率 | | 課税方式 |
|-------------|---------|-----------------|------------------|--|
| | | 住民税 | (参考)所得税 | |
| 預貯金の利子 | | 5% | 15% | 利子割により源泉徴収方式で課税(源泉分離課税) |
| 特定公社債の利子等 | | 5% | 15% | 配当割により源泉徴収方式で課税(申告不要)。申告分離課税も選択可能(※) |
| 配当等 | 上場株式等 | 5% (~H25:3%) | 15% (~H25:7%) | 配当割により源泉徴収方式で課税。(申告不要) 申告分離課税・申告総合課税も選択可能(※) |
| | 上場株式等以外 | 10% | 最低5%・最高45% | 申告総合課税 |
| 株式等 譲渡所得 | 上場株式等 | 5% (~H25:3%) | 15% (~H25:7%) | 源泉徴収選択特定口座分:株式等譲渡所得割により源泉徴収方式で課税(申告不要)。申告分離課税も選択可能(※) その他:申告分離課税 |
| | 上場株式等以外 | 5% | 15% | 申告分離課税 |
| (参考)給与所得等 | | 10% | 最低5%・最高45% | 総合課税 |

※この場合、配当割額(株式等譲渡所得割額)が税額控除される

所得税・個人住民税の税率構造

○ 制度導入以降、平成19年度の税源移譲等によって、適用される税率が変化してきている。



個人住民税における上場株式等の配当所得等に係る 申告手続の簡素化について



日本税理士会連合会 調査研究部

〒141-0032 東京都品川区大崎1-11-8 日本税理士会館8階

☎ 03-5435-0931 📠 03-5435-0936

✉ gyomu1@nichizeiren.jp

上場株式等の配当等に係る申告分離課税制度

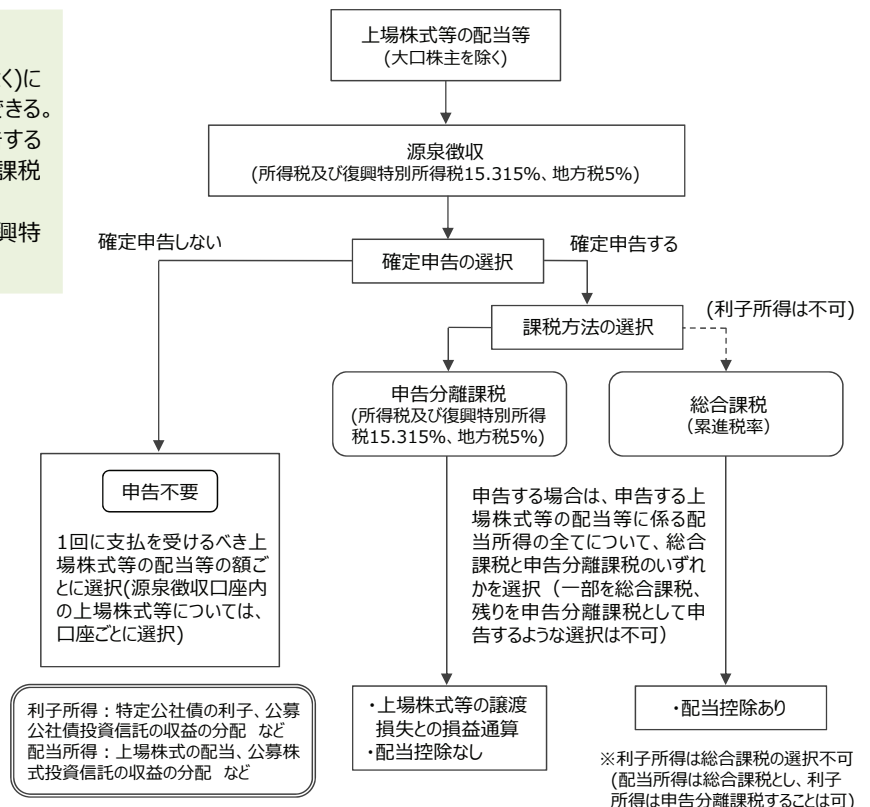
➤ 制度の概要

■ 概要

上場株式等の配当等(一定の大口株主等が受けるものを除く)については、総合課税に代えて申告分離課税を選択することができる。

なお、上場株式等の配当等を申告する場合には、その申告する上場株式等の配当等の全額について、総合課税と申告分離課税のいずれかを選択することになる。

また、申告分離課税の税率は、20.315%(所得税及び復興特別所得税15.315%、地方税5%)の税率が適用される。



平成29年度税制改正において

- ▶ 平成29年度税制改正において、上場株式等の配当所得等について、所得税と住民税とで異なる課税方式を選択できることが地方税法において明確化された

平成29年度税制改正の大綱（抄）（平成28年12月22日閣議決定）

一 個人所得課税

6 その他
（地方税）

（9）上場株式等に係る配当所得等について、市町村が納税義務者の意思等を勘案し、所得税と異なる課税方式により個人住民税を課することができることを明確化する。

これを受け、総務省では「地方税法の施行に関する取扱いについて（市町村税関係）の一部改正について」（平成29年4月1日 総税市第26号）を各地方団体に通知し、上場株式等に係る配当所得等の課税方式について適切に取り扱うよう要請した。

具体的には、個人住民税の申告書と所得税の確定申告書の両方が提出された場合において（通常は所得税の確定申告書のみを提出することにより申告実務は完了しているが、別途に個人住民税の申告書も提出された場合が該当する）、個人住民税における上場株式等の配当等について、必ずしも確定申告書を優先して課税方式を決定するのではなく、これらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して決定することとした。

整理すると...

| 所得区分 | | 所得税の課税方式 | 住民税の課税方式 |
|------------|------------------------|---------------------------------------|---------------------------------------|
| 譲渡所得 ※1 | 源泉徴収ありの特定口座の場合 | ●申告不要 ●申告分離課税 から納税者が選択 | ●申告不要 ●申告分離課税 から納税者が選択 |
| | 上記以外の場合 | 申告分離課税 | 申告分離課税 |
| 配当所得 | 大口株主に該当しない場合 | ●申告不要 ●申告分離課税 ●総合課税 から納税者が選択 | ●申告不要 ●申告分離課税 ●総合課税 から納税者が選択 |
| | 大口株主（発行済み株式の3%以上保有）の場合 | 総合課税 ※2 | 総合課税 |

所得税と住民税で異なる課税方式とすることも可能

所得税と住民税で異なる課税方式とすることも可能

※1 取引頻度等により雑所得または事業所得となる場合を含む。

※2 少額配当（年1回配当の場合1銘柄10万円以下）に該当する場合は、所得税のみ申告不要制度を選択可（住民税は総合課税のみ）。

日本税理士会連合会 令和3年度税制改正に関する建議書 概要

- ▶ 上場株式等の配当所得等に係る個人住民税の課税方式につき、所得税確定申告書に記載欄を設けて選択可能とすべき

<配当所得の課税方式の選択例>

| | 選択パターン① | 選択パターン② |
|-----|---------|---------|
| 所得税 | 総合課税 | 申告分離 |
| 住民税 | 申告不要 | 申告不要 |

地方団体の対応

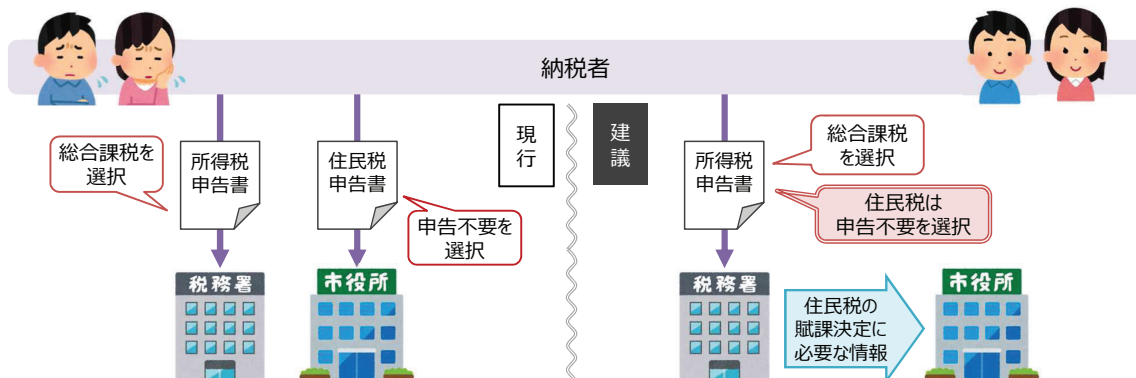
- ▶ 所得税と異なる課税方式を選択する場合は、別途住民税の申告が必要
- ▶ 個人住民税は電子申告に対応していない
- ▶ 選択する課税方式の申告方法や申告様式は地方団体によって区々

（例）・独自の専用申出書を提出する
・住民税申告書に選択する課税方式と所得税と異なる項目のみ記載して提出
・住民税申告書に選択する課税方式と全欄を記入して提出
・口頭で課税方式や所得税と異なる点を伝える

事務負担 大

建議

- ・ 所得税の確定申告書に配当所得等の取扱いに関し必要な記載欄を設け、納税者が容易に課税方式を選択できるようにすべき



上場株式等に係る配当所得の課税方式に関するアンケート結果

【実施概要】

- 趣旨… 所得税の申告書に住民税で選択する課税方式を付記することで住民税の申告を不要とする制度改正に対する納税者のニーズを把握するため
- 期間… 令和2年6月1日～30日
- 対象… 日本税理士会連合会及び各税理士会の調査研究部委員(有効回答77人)

【質問】

- 問1 令和元年分の確定申告において、課税所得900万円以下の顧客数をお聞かせください。
(注) 課税所得900万円超の場合は、所得税・住民税ともに申告不要制度を適用するのが最も税負担が少ないため、異なる課税方式を選択するニーズはないものとみなし、アンケートの対象外とした。
- 問2 令和元年分の確定申告における配当所得等の課税方式の適用状況についてお聞かせください。
(1) 課税所得900万円以下で、所得税で総合課税、住民税で申告不要を選択
(2) 課税所得900万円以下で、所得税で申告分離、住民税で申告不要を選択
(3) 課税所得900万円超で、所得税で申告分離、住民税で申告不要を選択
- 問3 現行制度に対するご意見をお聞かせください。
① 確定申告書に付記することで住民税の課税方式を選択できるようにすべき
② 所得税で選択した課税方式を住民税にも強制適用すべき
③ 現行制度のままでよい

【結果】

《合計》

| | |
|-------|--------|
| 問1 | 4,610人 |
| 問2(1) | 180人 |
| (2) | 151人 |
| (3) | 70人 |

■全納税者中における該当者数の試算

8,110万人 ←

317万人(約3.9%)

267万人(約3.3%)

〈平成29年課税所得別納税者数〉

695～900万円 220万人

330～695万円 840万人

195～330万円 2,100万人

0～195万円 4,950万人

(出展)財務金融資料集 税制編
衆議院調査局財務金融調査室/2018.4

| | | |
|----|-------------------------------------|----------|
| 問3 | ① 確定申告書に付記することで住民税の課税方式を選択できるようにすべき | 52人(72%) |
| | ② 所得税で選択した課税方式を住民税にも強制適用すべき | 17人(24%) |
| | ③ 現行制度のままでよい | 3人(4%) |

【主な意見】

〈問3①についての意見〉

・住民税の申告書が、市町村ごとに統一されていない。
・それぞれの市町村の申告書を入力する必要がある。
・税務署から市町村に連絡する情報と、市町村に提出した申告内容が不一致になるので、市町村の税務担当部署で事務が煩雑になる。

以上により、所得税の確定申告書で住民税の課税方式を選択できるようにすべき。

※ 配当の総合課税・申告不要により健康保険料の負担額が変わるので、〈税+保険料〉を計算する必要がある。配当の課税方式によって健康保険料が影響を受けない仕組みとすべきである。

住民税の申告書及び申告書付表(課税方式選択用)の書式が異なるため、各市町村の様式をダウンロードする等して対応する必要がある。

課税方式の選択が確定申告書に付記することで対応可能となることが望ましいが、公的年金受給者で住民税のみ申告を要する納税者も多数いるため、課税方式の選択を含めeLTAXを利用して住民税の電子申告が可能となるよう検討すべきである。

所得税申告書の「住民税に関する事項」を有効に活用し、納税者利便の向上に帰すべきである。

納税者は所得税の申告データが住民税に生かされているとの認識が強い。所得税申告が必要な納税者は住民税の申告を改めて行う必要がないように、お互いの事務効率等に配慮すべきである。

〈問3②についての意見〉

確定申告期には大量の件数を決められた期限までに処理する必要があり、個々の案件について、税務上の有利不利を判断する時間は実際はほとんどありません。税理士の負担と、責任を減らす方法として所得税と同様の方法を強制的に適用していただければと思います。

| |
|---|
| <p>納税者、税理士、課税市町村における事務処理の煩雑さを考慮して、申告分離で統一すべきだと思います。</p> |
| <p>現状は、税理士にとって、有利不利の判断誤りのリスクと事務負担の両方がのしかかっている状況である。そもそも異なる課税方式を選択可能とする必要性は乏しいと思うので、同一の課税方式を強制適用することで両方の解決を図るのがベストと考えるが、次善の策として確定申告書への付記で足ることとし、事務負担だけでも解消すべきと考える。</p> |
| <p>同じ所得について国と地方で異なる課税方式をとることについて、有利不利の試算をすることが必要となり申告書作成の手間が増える。簡素な方式のほうが納税者・課税側の双方にとって事務手数が減少し良いと思う。</p> |
| <p><その他の意見></p> |
| <p>住民税の申告書を電子申告できるように改正(市町村の書式を統一)</p> |
| <p>株式の配当も含め株式がある方は特定口座の方が多く、源泉徴収されるので、有利不利まで細かく吟味することは少なく、ざっくり損失の繰越の場合に特に確定申告する以外はあまり、関与していないのが現状です。</p> |
| <p>現行制度を前提とするのであれば、確定申告書に付記する方法が最良であると考えているが、そもそもの問題として、有利不利が税制にとどまらず、国民健康保険料等の保険料や医療機関における窓口負担、児童扶養手当等にまで影響しており、税・社会保障を一体的に見た場合は安定的な制度とはいえない。住民税の課税所得等に依存している社会保障分野の問題ではあるが、見方によっては税制が社会保障分野を歪めているともいえることから、もう少し簡素にすべきであると考えている。</p> |
| <p>問3の意見には、実務的には所得税・住民税とも同一課税方式が望ましいが、納税者の観点からは、選択方式がよい。 今回のアンケートとは違うが、各種所得控除も国・地方税とも同一所得控除が望ましい。</p> |

(参考)

第3 個人住民税の現年課税化
に関する資料

個人住民税の現年課税化

(昨年度までの本検討会における議論等)

1 個人住民税の現年課税化の議論の背景

所得税と個人住民税の仕組み

所得税：収入発生に並行して、当該年の所得確定時よりも前倒しで、当該収入から差し引いて徴収し（源泉徴収・予定納税）、所得確定後、当該所得に応じた税負担となるよう調整（年末調整・確定申告）する仕組み。

個人住民税：前年所得に基づき、課税する市区町村において当該所得にかかる税額を算出・決定し、賦課・徴収する仕組み。

※ 本検討会においては、「現年課税」とは「ある所得発生年分の税負担について、時間的間隔を置かず、その年分の所得を基に決定すること」という意味で使用することとしている。

① 個人住民税が前年の所得に課税する仕組みとなっている理由

- 所得税のように、納税者が、自らその税額を計算し、納付する申告納付制度の方が、所得の現況にも適合したより適切な仕組みである。
- しかしながら、所得税と同様の仕組みを個人住民税にも採用する場合、所得の把握等について、所得税・個人住民税での手続きに重複感が生じる。
- 所得税において確定した前年の所得を用いることで、個人住民税の税額計算のために、原則として、個人住民税独自の申告等を納税者に求める必要はなくなり、簡素な徴収の仕組みとすることが可能となる。

（「平成18年度個人住民税検討会報告書」より抜粋）

2

② 現年課税化による効果に関する指摘

- 所得発生時点と納税の時点を近づけることにより、特に前年より所得が減少した者の負担感が減少する。
- 収入発生時に税を徴収するため、徴税が容易になり、税収の安定的な確保に資する。
- 所得税と同時期に課税が行われる結果、税を負担する者にとって分かりやすいものとなる。

（「平成18年度個人住民税検討会報告書」より抜粋）

③ 近年における状況の変化

- 働き方の多様化（※1）により、前年から収入が大きく減少する納税者が今後さらに増える可能性がある。
- 外国人労働者が増加（※2）しており、出国により賦課徴収が困難となるケースが今後さらに増える可能性がある。
- ICTの進展やマイナンバーの活用等に伴い、現年課税化による納税者、企業、市町村における負担が軽減されることも想定される。

※1 非正規割合の推移（出典：「労働力調査特別調査」総務省（～2001年）、「労働力調査（詳細集計）」総務省（2002年～）

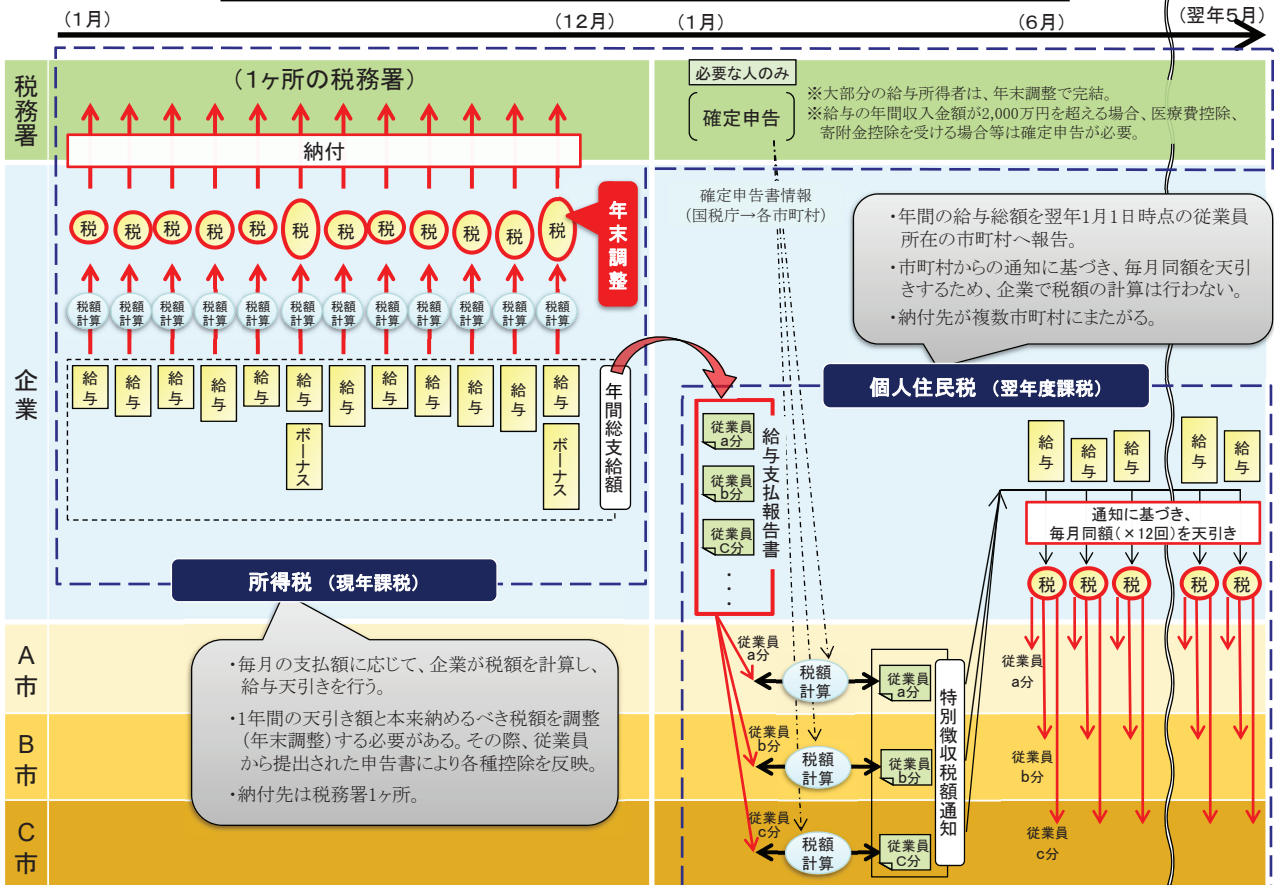
1984:15.3% → 1994:20.3% → 2004:31.4% → 2009:33.7% → 2014:37.4% → 2019:38.3%

※2 外国人労働者の増加（出典：「外国人雇用状況」厚生労働省）

2009:56.3万人 → 2014:78.8万人 → 2019:165.9万人

(参考) 現行の所得税・個人住民税の税務事務の流れ

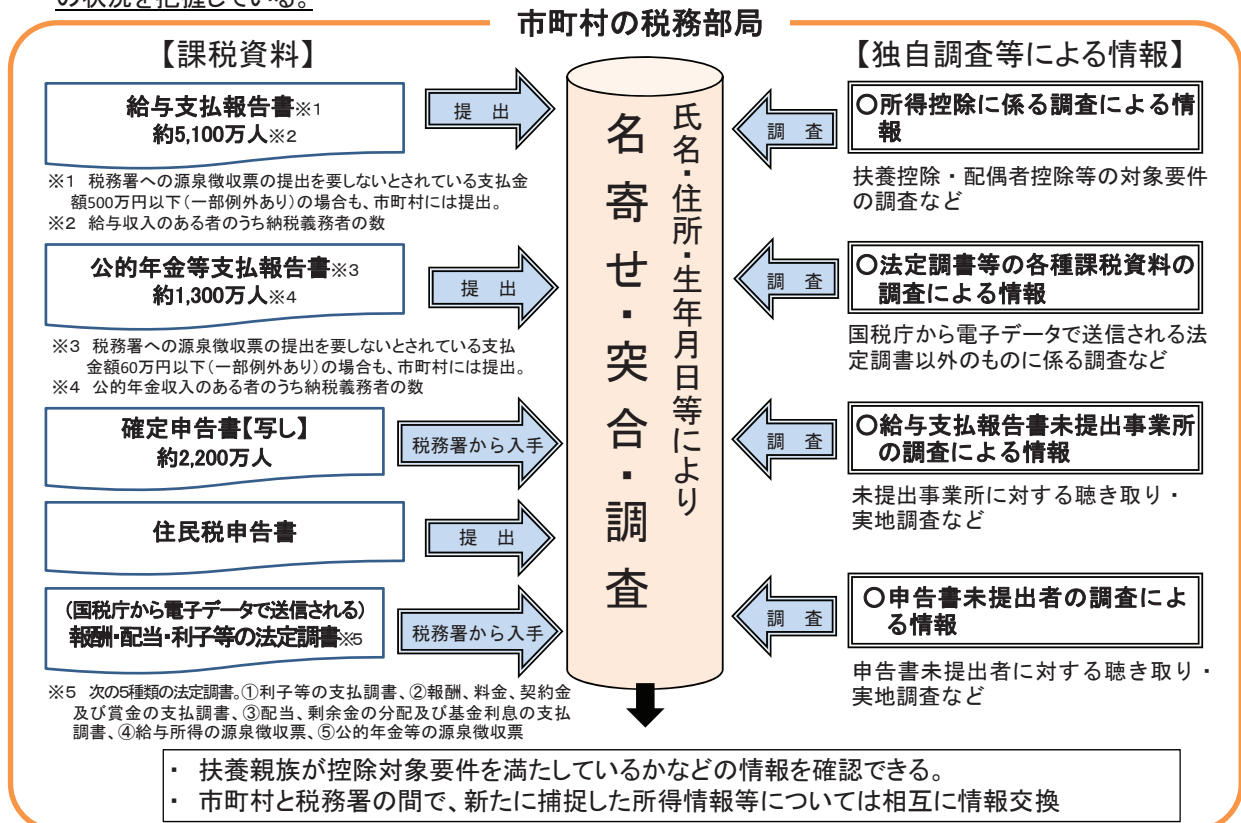
赤色：企業における税務事務



4

(参考) 情報の収集・管理(市町村の税務部局による個人所得課税情報の名寄せ)

- 市町村の税務部局は、納税義務者全員について様々な資料や独自調査等による情報を名寄せして所得等の状況を把握している。



(参考)マイナンバー制度における「情報連携」による所得情報等の提供

- 各種手続の際に住民が行政機関等に提出する書類(住民票の写し、課税証明書等)を省略可能とする等のため、異なる行政機関等の中で情報提供ネットワークシステムを用いた個人情報のやり取り(情報連携)が行われている。

※ 所得情報等の情報提供件数(H29.7.18~R 2.5.7):2,766万件

【事例】児童手当の申請(A市からX市に転居した場合)



所得情報等の地方税関係情報を提供する具体例

| 分野 | 提供先 | 具体的な事務 |
|-------------------|---------------------|---|
| 医療・介護 (健康保険) | 全国健康保険協会、 健康保険組合 | 健康保険法による高額療養費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務、高額介護合算療養費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 |
| 医療・介護 (国民健康保険) | 市町村長、 国民健康保険組合 | 国民健康保険法による一部負担金の算定に関する事務、高額療養費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 |
| 福祉 (児童福祉) | 市町村長 | 児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 |
| 福祉 (児童扶養手当) | 都道府県知事等 | 児童扶養手当法による児童扶養手当の受給資格及びその額の認定の請求に係る事実についての審査に関する事務 |
| 福祉 (児童手当) | 市町村長 | 児童手当法による児童手当又は特例給付の受給資格及びその額についての認定の請求に係る事実についての審査に関する事務 |
| 福祉 (介護保険) | 市町村長 | 介護保険法による高額介護サービス費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 |
| 労働等 (職業訓練) | 厚生労働大臣 | 職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律による職業訓練受講給付金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 |

6

(参考) 個人住民税の現年課税化に関する政府税調等における議論

- 長期税制のあり方についての答申(抄) 政府税制調査会 S43.7

住民税は、前年の所得を基礎として課税するいわゆる前年所得課税のたてまえをとっている。所得発生時点と税の徴収の時点との間の時間的間隔をできるだけ少なくすることにより、所得の発生に応じた税負担を求めることとするためには現年所得課税とすることが望ましいと考えられるので、この方法を採用する場合における源泉徴収義務者の徴収事務、給与所得以外の者に係る申告手続等の諸問題について、引き続き検討することが適当である。

- 個人所得課税に関する論点整理(抄) 政府税制調査会 H17.6

個人住民税は、納税の事務負担に配慮して、前年の所得を基礎として課税するいわゆる前年所得課税の仕組みを採っているが、本来、所得課税においては、所得発生時点と税負担時点をできるだけ近づけることが望ましい。近年の、IT化の進展、雇用形態の多様化等、社会経済情勢の変化を踏まえ、納税者等の事務負担に留意しつつ、現年課税の可能性について検討すべきである。

- 平成22年度税制改正大綱 税制調査会 H21.12

個人住民税の所得割は前年所得を基準に課税しているため、収入が前年より大きく減少した人にとっては金銭的負担感が過重になります。納税者、特別徴収義務者、地方自治体の事務負担を踏まえつつ、現年課税化についても検討を行います。

※平成23年度税制大綱(H22.12)においても同様の記述あり。

税制抜本改革法（抄）

「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」

（平成24年8月22日法律第68号）

（税制に関する抜本的な改革及び関連する諸施策に関する措置）

第七条

二 個人所得課税については、次に定めるとおり検討すること。

- 二 個人住民税については、地域社会の費用を住民がその能力に応じて広く負担を分かち合うという個人住民税の基本的性格（(2)において「地域社会の会費的性格」という。）を踏まえ、次に定める基本的方向性により検討する。
 - (1) 税率構造については、応益性の明確化、税源の偏在性の縮小及び税収の安定性の向上の観点から、平成十九年度に所得割の税率を比例税率（一の率によって定められる税率をいう。以下(1)において同じ。）とした経緯を踏まえ、比例税率を維持することを基本とする。
 - (2) 諸控除の見直しについては、地域社会の会費的性格をより明確化する観点から、個人住民税における所得控除の種類及び金額が所得税における所得控除の種類及び金額の範囲内であること並びに個人住民税における政策的な税額控除が所得税と比較して極めて限定的であることを踏まえるとともに、所得税における諸控除の見直し及び低所得者への影響に留意する。
 - (3) 個人住民税の所得割における所得の発生時期と課税年度の関係の在り方については、番号制度の導入の際に、納税義務者、特別徴収義務者及び地方公共団体の事務負担を踏まえつつ、検討する。

2 今年度の検討会における検討の視点

現年課税化についての主な課題と検討会における議論

- これまで本検討会においては、現年課税化に向けた以下のような課題について、特に、企業や市町村における事務負担の軽減に関する議論を行ってきた。

企業等

- ・ 納税団体の確定を市町村ではなく企業が行うこととなるため、**年初時点の住所を正確に把握する作業と責任が生じる。**
※ 年の途中で雇用された者について、年初時点の住所を正確に把握できるか。特に雇用者の出入りが多い業種にとって、大きな負担となるのではないか。
- ・ 所得税に加え、各従業員の**毎月の給与額に応じた住民税額を計算し、年初時点の各従業員の住所地市町村に納付する事務が生じる。**
- ・ **年末には、各従業員の人的控除申告を整理し、地方団体により異なる税率等で税額計算したのち、追徴・還付を行う(年末調整)事務が生じる。** ※企業が年末調整を行わない市町村精算方式ではこの課題は生じない。
- ・ 報酬や原稿料等の支払時に、住民税についても源泉徴収することが必要となると考えられ、**報酬等を受ける者の年初時点の住所を正確に把握し、住所地市町村に納付する事務が新たに生じる。**

市町村

- ・ (年税額と源泉住民税額との差が生じるため)**市町村において追徴・還付事務が発生。**
※ 特に、企業が年末調整を行わない市町村精算方式では、市町村において大量の追徴・還付事務が発生する。

納税義務者

- ・ **現年課税への切替時に、移行前年の所得と移行年の所得の2年分の課税が発生。**
※ 1年分の納税で良い仕組みとする場合には、所得の発生年度を調整することが可能な所得(例: 有価証券、不動産)について、駆け込み需要や反動減が生じ、経済活動に大きな影響を与えるのではないか等の課題が生じる。

10

令和元年度個人住民税検討会報告書のポイント

第2. 個人住民税の現年課税化

4 今後の展望

働き方の多様化や外国人労働者の増加が今後も進展していく中で、個人住民税の現年課税化に向けた検討の重要性はさらに高まっていくと考えられる。

これまで本検討会においては、特別徴収義務者や市町村に新たに発生する事務について、様々な観点から課題を整理してきたところであるが、具体的な事務負担の軽減策等について、今後も、引き続き議論を深めていくことが必要である。

今年度の検討会では、市町村精算方式を採用する場合の課題や対応案について検討する中で、市町村における還付や追徴事務の負担を軽減する一つの対応案としてマイナンバーカードによるe-Taxの推進が提案された。マイナンバーカードの普及については、茨城県五霞町の積極的な普及促進の取組が紹介されたが、政府としても、マイナンバーカードを活用した消費活性化策の実施や健康保険証としての利用により令和5年3月までにほとんどの住民がマイナンバーカードを保有することを目指すこととなっており、こうした動向を改めて注視していく必要がある。

現年課税化の実現に向けては、今後とも、マイナンバー制度の利活用や企業におけるIT化の更なる進展等を踏まえた課題解決に向けた方策を検討しつつ、納税義務者、特別徴収義務者及び地方団体の理解を得られる案とすることができるといった観点を踏まえ、引き続き検討していくことが求められる。

今年度の検討会における検討の視点

- 現年課税化による企業や市町村における負担軽減に向けて、本年度は、以下のテーマについて、議論を行うこととしてはどうか。(なお、引き続き、納税者における切替時の税負担の課題があることに留意が必要。)

<企業における年末調整事務の負担>

- ・ 所得税の年末調整事務については、令和2年分以降、電子化が開始される予定となっており、こうした取組を参考に、企業における年末調整に係る負担軽減が考えられないか。

<企業における住所地団体の把握、源泉徴収税額の納付>

- ・ 企業における源泉徴収税額の納付事務については、現在、給与所得に係る特別徴収で利用されている地方税共通納税システムの活用が考えられるが、納付先となる各従業員の1月1日現在の住所地団体の把握などの課題について、どう考えるか。

<市町村における還付・追徴事務の負担>

- ・ 先の通常国会において、マイナンバーと個人の銀行口座の紐付けについて議員立法が提出されるなど議論が行われており、仮に、そうしたことが実現することとなれば、市町村における還付事務の負担は軽減されるのではないか。

<課税データを活用している各種制度への影響>

- ・ 市町村における課税情報の名寄せによって得られている個人住民税の課税データは、現在、様々な制度において活用されているが、現年課税化がこうした課税データに与える影響についてどう考えるか。

12

参 考

個人住民税検討会におけるこれまでの検討

- 平成18年度 ・ 現年課税化により期待される効果及び問題点
 ・ 導入する場合に考えられる方向性
- 平成20年度 ・ 源泉徴収義務者の事務負担等の現状
 ・ 源泉徴収義務者等の事務負担の軽減の方策
- 平成21・22年度 ・ 源泉住民税制度・予定納税制度の導入 ※最終的に市町村が税額を確定し精算
- 平成23年度 ・ 所得税方式、市町村精算方式、予定納税方式（現行制度を維持し、希望する者のみ予定納税を認めるもの）
- 平成24年度 ・ 源泉徴収・特別徴収に係る給与支払者の事務負担の現状調査
 ・ 所得税方式、市町村精算方式の中間的な案（市町村ごとに異なる事項は納税義務者が申告）の事務負担の変化
- 平成25年度 ・ 所得税方式、市町村精算方式における事務負担
- 平成26年度 ・ 現年課税化の導入に伴う特別徴収義務者における懸念事項
- 平成27年度 ・ マイナンバー導入と現年課税化（マイナンバー利用開始後の企業や市区町村に発生する事務負担）
- 平成28年度 ・ 切替年度の税負担のあり方
- 平成29年度 ・ 現年課税化の導入に伴う特別徴収義務者の事務負担と企業におけるIT化の状況
- 平成30年度 ・ マイナンバーカード・マイナポータルの利活用、企業におけるIT化の状況
- 令和元年度 ・ 市町村精算方式（所得税と同様の源泉徴収制度としつつ、給与支払報告書情報等に基づき、市町村が最終的な税額決定・精算）

14

個人住民税検討会におけるこれまでの検討（地方税の電子化、マイナンバーの活用に関する主な議論）

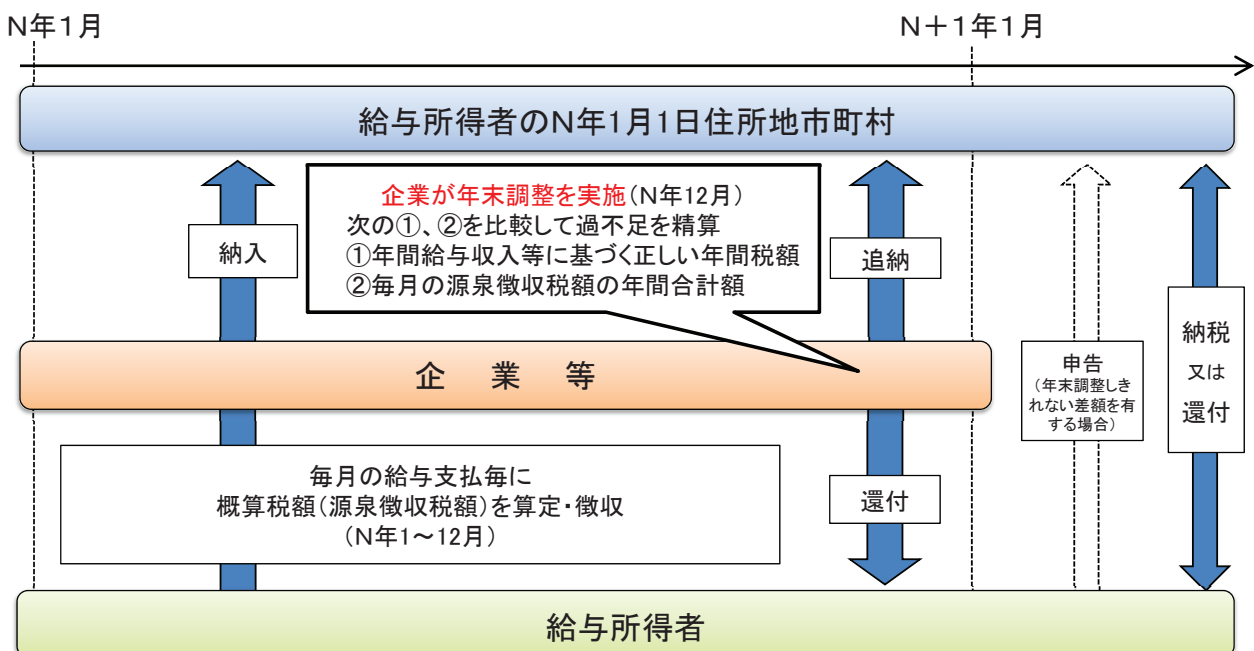
| | 報告書のポイント |
|--------|---|
| 平成27年度 | <p>「マイナンバー利用開始後の企業や市区町村に発生する事務負担」</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ マイナンバー利用開始後においても、以下のような課題が考えられる。 ア 1月1日現在の住所地把握 <ul style="list-style-type: none"> ・ 短期間のパート、アルバイトはマイナンバーの提出をためらうことも考えられ、その取得をすることも相当の事務負担になる。 ・ マイナンバーを取得しても企業の側において1月1日時点の住所地把握はできず、事務負担の軽減とはならない。 イ 源泉徴収する住民税額の算定・徴収 <ul style="list-style-type: none"> ・ 手作業、システム導入のどちらにおいてもマイナンバーを記載するための事務負担は増加する。 ウ 年末調整 <ul style="list-style-type: none"> ・ 仮に、市区町村ごとに年末調整に必要な書類のマイナンバー記入箇所が異なる場合、企業側はマイナンバー記入の負担がさらに増大することとなる。 ・ 給与以外の所得については、企業側は、それらの所得を把握する立場にない上、マイナンバーを利用することもできないため把握することができない。 ○ 今後、特別徴収義務者がマイナンバーを利用して必要な情報を入手できるような仕組みが整備されれば、現年課税に係る事務負担が軽減される可能性がある論点も見込まれる。 |
| 平成29年度 | <p>「現年課税化の導入に伴う特別徴収義務者の事務負担と企業におけるIT化の状況」</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 年末調整における年税額の計算の基礎となる扶養親族や生命保険料などの情報は所得税と個人住民税で概ね同じであることから、特別徴収義務者において、税額を計算するシステムを導入していれば、必要な情報を入力することで、所得税だけでなく、個人住民税の税額についても自動で計算でき（※）、事務負担の増加を一定程度軽減できる可能性があると考えられる。 ※ システムにおいて税額を自動で計算するためには、全地方団体の税率等の情報を統一的に管理し、公表する仕組みが必要。 ○ 現状においては、給与計算ソフト等を利用せずに、Excelなどの表計算ソフトや紙で計算している企業が中小零細企業を中心に一定程度ある。これらの特別徴収義務者においては、地方団体で異なる税率や個人住民税独自の事項を反映して年税額を計算することについては、事務負担の増加が見込まれ、対応が困難な場合があると考えられる。特に規模の小さい企業においては、経営者の高齢化によるITリテラシーの問題から今後も課題となると考えられる。 ○ 一方で、近年、システム運用負担の軽減や安価なシステム構築を目的として、クラウドの導入が進んでおり、給与計算ソフトについても、安価で手軽に利用できるサービスが提供されてきている。また、スマートフォンの所有率は年々拡大しており、高齢者層の所有率も高まってきている。今後、クラウド型の安価な給与計算ソフトの普及やスマートフォンの保有率の拡大を背景として、中小零細企業においても、給与計算のシステム化が進んでいく可能性があることから、現年課税化の検討に当たって、企業のIT化の状況について引き続き注視していく必要がある。 |

個人住民税検討会におけるこれまでの検討（地方税の電子化、マイナンバーの活用に関する主な議論）

| 報告書のポイント | |
|----------|---|
| 平成30年度 | <p>「マイナンバーカード・マイナポータル の利活用、企業におけるIT化の状況」</p> <p><マイナンバーカードの利活用></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ マイナンバーカードの普及が進み、多くの納税義務者がマイナンバーカードを所持する状況となれば、特別徴収義務者は、納税義務者である従業員の1月1日現在の住所地について、従業員に対し、住民票等の提出を求めることなく、マイナンバーカードによって確認することが可能となり(転居があった場合でも、マイナンバーカードの追記欄により確認可能)、納税義務者及び特別徴収義務者の事務負担の増加を解消できる可能性がある。 <p><マイナポータル の利活用></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 例えば、納税義務者がマイナポータルから1月1日現在の住所地が自動転記された扶養控除等申告書をダウンロードして、あるいはマイナポータルと連携した民間送達サービスを利用して特別徴収義務者に提出するといったことも考えられる。これにより、より正確に従業員の1月1日現在の住所地を把握する方策を検討することができるようにとなると考えられる。 ○ 更に、政府においては、企業の負担軽減、行政事務の効率化を図るため、従業員情報の新しい提供方法に関する構想が検討されている。例えば、現在は企業から各行政機関に対し添付書類、調書等が紙で提出されているが、その提出に代えて企業がクラウド上に情報をアップロードし、その情報を行政機関側がデータ照会するという仕組みである。これにより、企業は、各種書類の提出が不要となり、行政機関側からの照会への対応も効率化されるというメリットが期待される。 ○ こうした仕組みを活用し、現年課税化において課題となる企業における源泉徴収及び年末調整における税額計算についても、企業側と市町村側で必要な情報をシステム上共有することで効率化が考えられるのではないかとの意見があった。 |

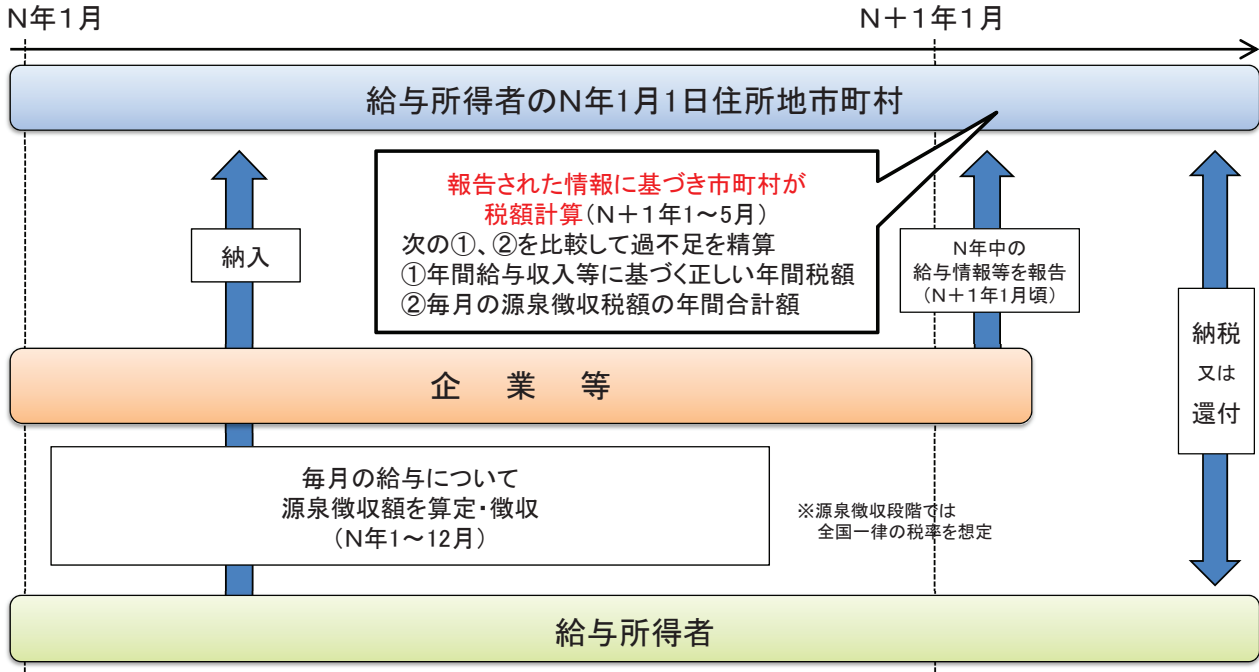
所得税方式(案)(給与所得者の場合)

- 所得税と同様の源泉徴収制度を個人住民税にも導入する。
- 源泉徴収段階では、全国一律の税率(標準税率)に基づき税額を算定(全国一律の住民税の源泉徴収税額表に基づき源泉徴収)。
- 年末調整の段階で、税率等の地方団体毎の独自事項及び人的控除を反映。



市町村精算方式(案)(給与所得者の場合)

- 所得税と同様の源泉徴収制度を導入するが、給報情報等に基づき、市町村が最終的な税額決定・精算。
- 源泉徴収段階では、全国一律の税率(標準税率)に基づき税額を算定(全国一律の住民税の源泉徴収税額表に基づき源泉徴収)。

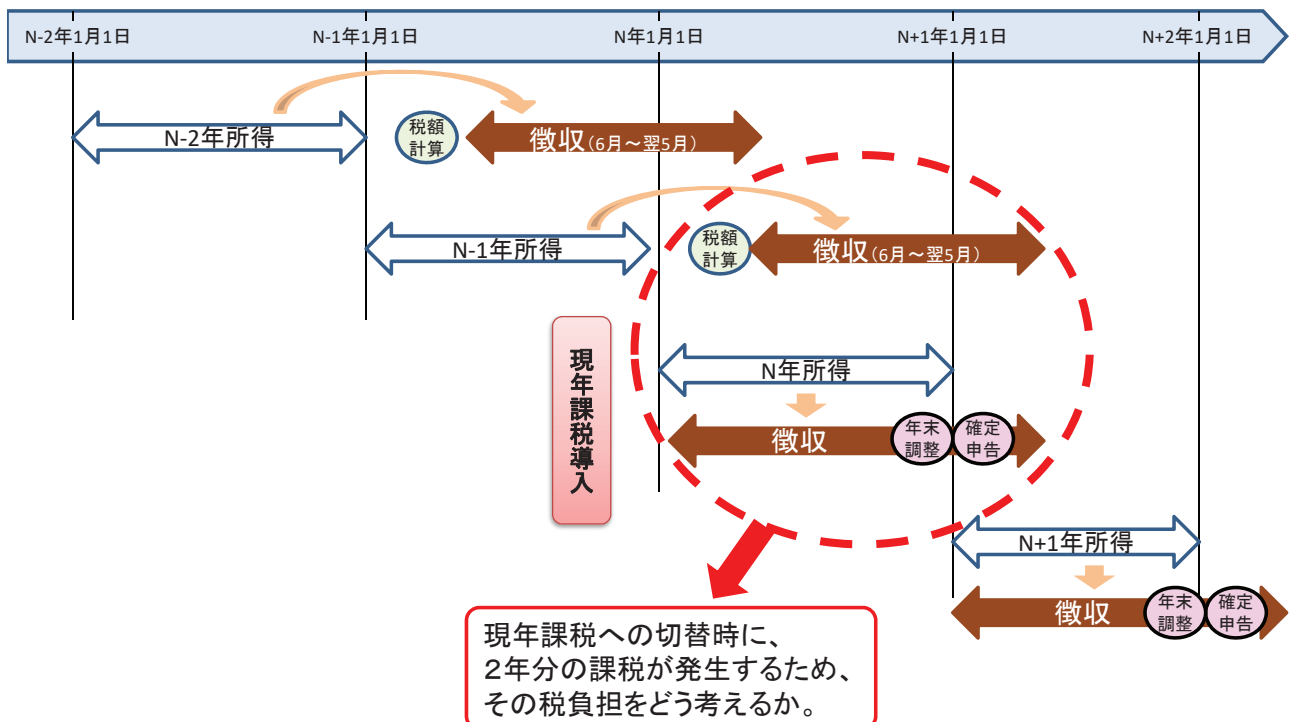


18

切替年度の税負担のあり方(イメージ)

N年所得から現年課税を導入する場合

(所得税と同様、源泉徴収方式による現年課税を行った場合のイメージ)



地方税共通納税システムの導入

- 法人は、その事業活動が複数の地方団体にまたがること、またその従業員が複数の地方団体から通勤するケースがあることから、地方税においては、紙ベースではなく電子的に申告等を行うニーズが、もともと高い。
- eLTAXによる電子申告は、平成16年度の運用開始後、平成25年には全団体が利用することとなった。
令和元年10月から「地方税共通納税システム」が導入され、従来可能であった電子申告に加え、電子納税が可能となることから、法人の事務負担は大きく軽減。

※ 当面の対象税目：法人事業税・住民税、個人住民税（給与所得・退職所得に係る特別徴収）、事業所税

概要

<企業による納税>

■ 地方法人二税等

申告件数：約431万件（法人市町村民税の場合）

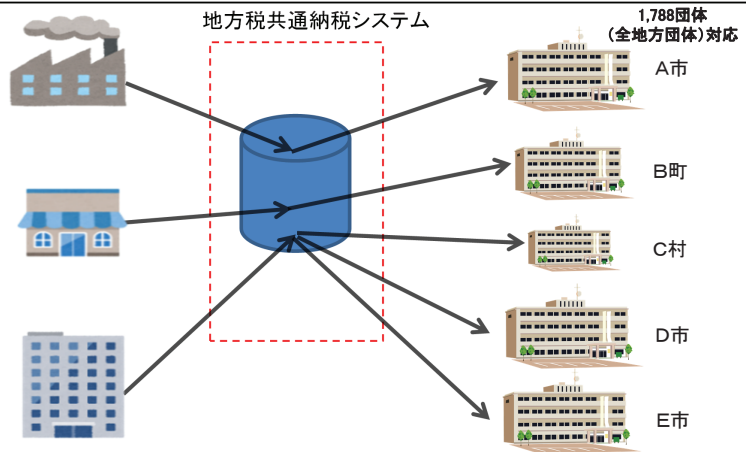
■ 個人住民税（給与所得に係る特別徴収）

納税義務者数：約4,183万人

※支払回数：年12回

■ 事業所税

申告件数：約12万件



個人住民税の現年課税化について

今年度の検討会における検討の視点

第2回検討会配布資料

- 現年課税化による企業や市町村における負担軽減に向けて、本年度は、以下のテーマについて、議論を行うこととしてはどうか。（なお、引き続き、納税者における切替時の税負担の課題があることに留意が必要。）

<企業における年末調整事務の負担>

- ・ 所得税の年末調整事務については、令和2年分以降、電子化が開始される予定となっており、こうした取組を参考に、企業における年末調整に係る負担軽減が考えられないか。

<企業における住所地団体の把握、源泉徴収税額の納付>

- ・ 企業における源泉徴収税額の納付事務については、現在、給与所得に係る特別徴収で利用されている地方税共通納税システムの活用が考えられるが、納付先となる各従業員の1月1日現在の住所地団体の把握などの課題について、どう考えるか。

<市町村における還付・追徴事務の負担>

- ・ 先の通常国会において、マイナンバーと個人の銀行口座の紐付けについて議員立法が提出されるなど議論が行われており、仮に、そうしたことが実現することとなれば、市町村における還付事務の負担は軽減されるのではないか。

<課税データを活用している各種制度への影響>

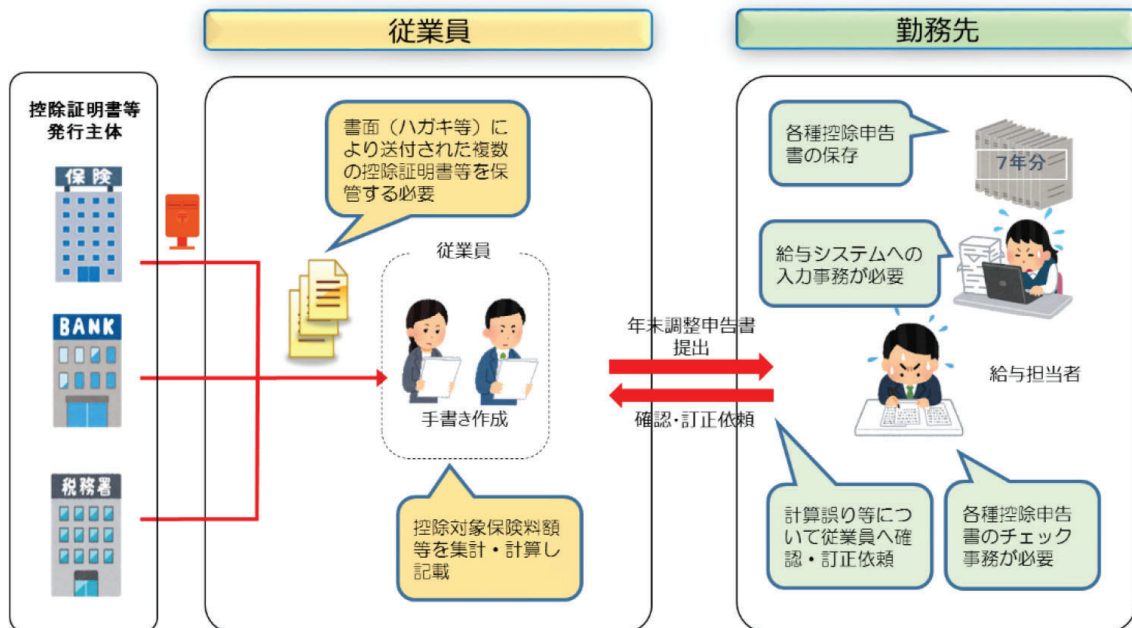
- ・ 市町村における課税情報の名寄せによって得られている個人住民税の課税データは、現在、様々な制度において活用されているが、現年課税化がこうした課税データに与える影響についてどう考えるか。

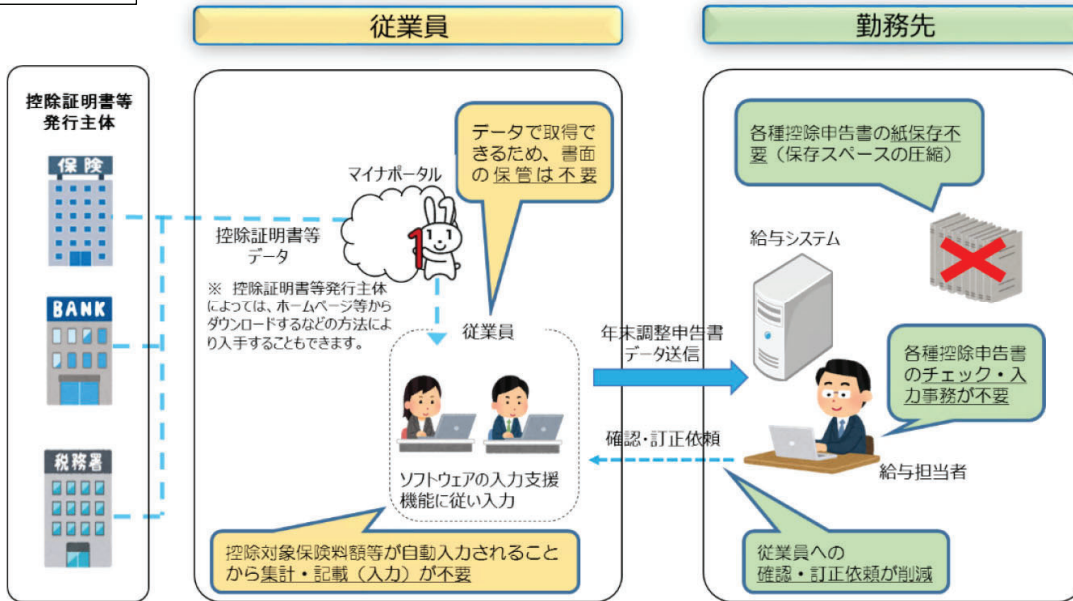
企業における年末調整事務

年末調整手順の電子化

国税庁HPより抜粋

現在





○ 年末調整手続の電子化による主な変更点

| 区分 | 手続内容 | これまで（電子化前） | 令和2年10月以後（電子化後） |
|--------|-------------|--------------------------|--------------------------|
| 従業員の手続 | 年末調整申告書の作成 | 控除証明書等内容を手書き | 自動入力 |
| | 控除額の計算 | 手計算 | 自動計算 |
| 勤務先の手続 | 控除額の検算 | 必要 | 不要 |
| | 給与システム等への取込 | 年末調整申告書の控除額等を給与システム等に手入力 | 年末調整申告書データを給与システム等にインポート |

年末調整手続の電子化のメリット

勤務先のメリット

- 1 保険料控除や配偶者（特別）控除の控除額の検算が不要**
従業員が、年調ソフトの控除額の自動計算機能を利用して保険料控除申告書や配偶者控除等申告書を作成することにより、これまで給与担当者の負担となっていた、控除額の検算事務が不要となります。
- 2 控除証明書等のチェックが不要（従業員が控除証明書等データを利用した場合）**
従業員が保険料控除申告書の作成の際に控除証明書等データを利用すれば、給与担当者が毎年行っていた、従業員が提出した保険会社等の控除証明書等（書面）との突合作業が不要となります。
- 3 従業員からの問合せが減少**
年調ソフトの入力支援機能や、今後設置予定の「年末調整電子化ヘルプデスク（仮称）」を利用することにより、従業員から給与担当者への問合せが減少することが見込まれます。
- 4 年末調整関係書類の保管コストの削減**
従業員から提供されたデータを原本として保管するため、書類の保管が不要となります。（従業員から書面で提出を受けた書類がある場合は当該書類の保管が必要となります。）

従業員のメリット

- 1 控除額等の記入・手計算が不要**
これまで従業員が手計算していた配偶者（特別）控除や生命保険料控除の控除額について、年調ソフトに必要な項目を入力又は控除証明書等データを取り込むことにより、自動計算することができます。
また、「マイナポータル連携」を利用すれば、加入している保険のデータ等を年調ソフトに自動入力することができます。
- 2 控除証明書等データを紛失しても再交付依頼が不要**
控除証明書等（書面）を紛失した場合は、これまで保険会社等に再発行を依頼していましたが、データ取得の場合、誤ってデータを消してしまったとしても、迅速に再取得することができます。
- 3 データ提出なら押印が不要**
データ提出なら電子署名又はパスワードで提出できるので、テレワークの方などが押印・提出のために出社する必要がなくなります。
- 4 勤務先からの問合せが減少**
年調ソフトの入力支援機能を利用することにより誤りのない控除申告書が作成できますので、控除申告書の提出後、勤務先からの控除申告書の内容についての問合せが減少することが見込まれます。

マイナンバーと個人の銀行口座の紐付け

第3回マイナンバー制度及び国と地方のデジタル基盤抜本改善ワーキンググループ(令和2年9月25日)配布資料より抜粋

次期通常国会における法改正・主な内容（見込み）について

WGの検討課題

- ◆ 国・地方のデジタル基盤構築とIT戦略推進体制の強化・IT人材採用の増強
- ◆ 情報セキュリティや個人情報保護の強化・ルールの標準
- ◆ 多様なセーフティネット：児童手当、生活保護等の情報連携等の改善の検討
- ◆ 金融：公金受取口座、複数口座の管理や相続等の利便向上、ATMによる口座振込（マネロン対策・特殊詐欺対策）、預貯金付番の在り方の検討
- ◆ 固定資産課税台帳とその他の土地に関する各種台帳等の情報連携等の検討
- ◆ マイナンバーカードの発行・運営体制の抜本的強化（J-LISの体制強化、専門性向上、国の関与等）
- ◆ マイナンバーカードの発行・更新等が可能な場所（申請サポートを含む。）の充実（郵便局・金融機関、コンビニ、病院、学校、運転免許センター、携帯会社等）
- ◆ 自治体の業務システムの統一・標準化の加速策
- ◆ 国民のデジタル活用度に応じた多様な手段（地域の支援体制、オンライン処理等）の確保

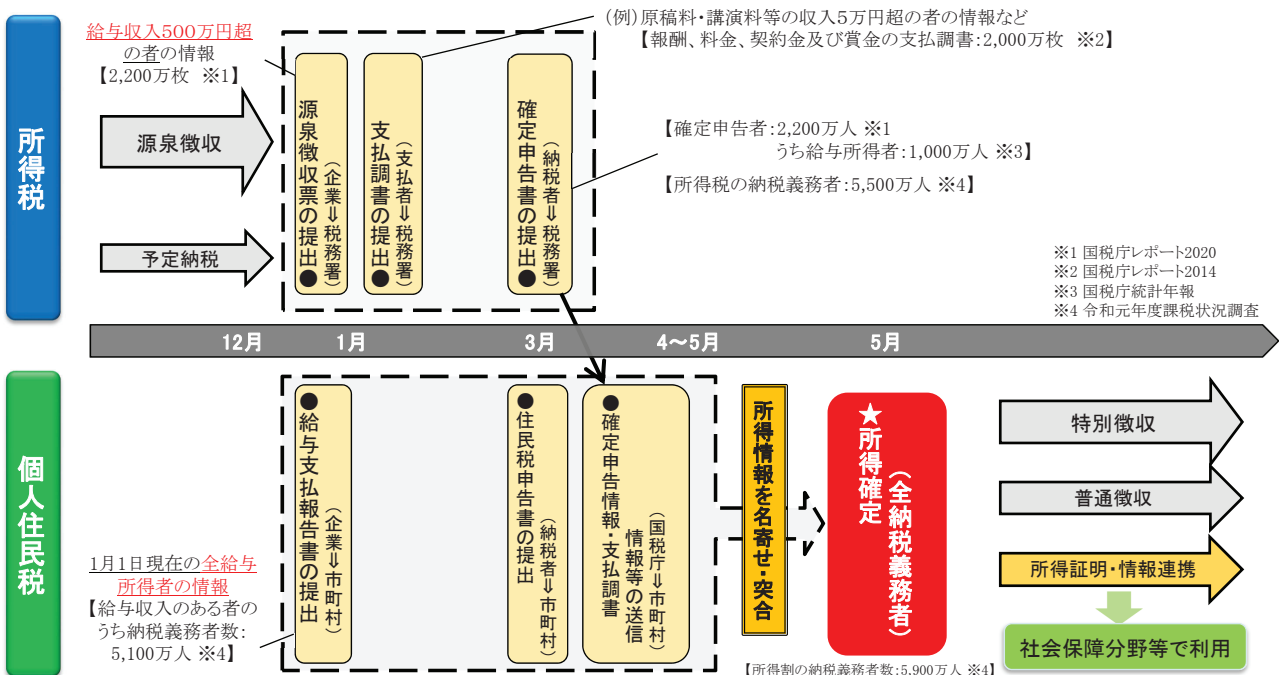
次期通常国会における法改正・主な内容（見込み）

- **IT基本法等関連法制の改正**
 - ・デジタル化推進目的等の強化
 - ・デジタル庁の新設 など
- **個人情報保護法等の改正**
 - ・個人情報保護法、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法の統合及び個人情報保護委員会への所管の一元化 など
- **番号法等の改正**
 - ・番号を利用する事務、情報連携を行う事務や照会・提供する情報の追加 など
- **法制上の措置**
 - ・公金受取口座の設定 ・相続・災害時の口座所在確認サービスの実現
 - ・預貯金付番の実効性の確保 など
- **不動産登記法等の改正**
 - ・所有者不明土地対策 など
- **番号法等の改正**
 - ・J-LISに対するマイナンバーカードの発行・運営についての国による目標設定・計画認可等を導入 など
- **郵便局事務取扱法の改正**
 - ・郵便局においてマイナンバーカードの電子証明書関連事務を実施できるようにする など
- **法制上の措置**
 - ・自治体の基幹系システムを移行期間内に国が定める基準に適合させることを義務付け など
- **法制上の措置**
 - ・高齢者等のデジタル活用への支援

課税データを活用している各種制度への影響

所得税・個人住民税における所得把握への影響

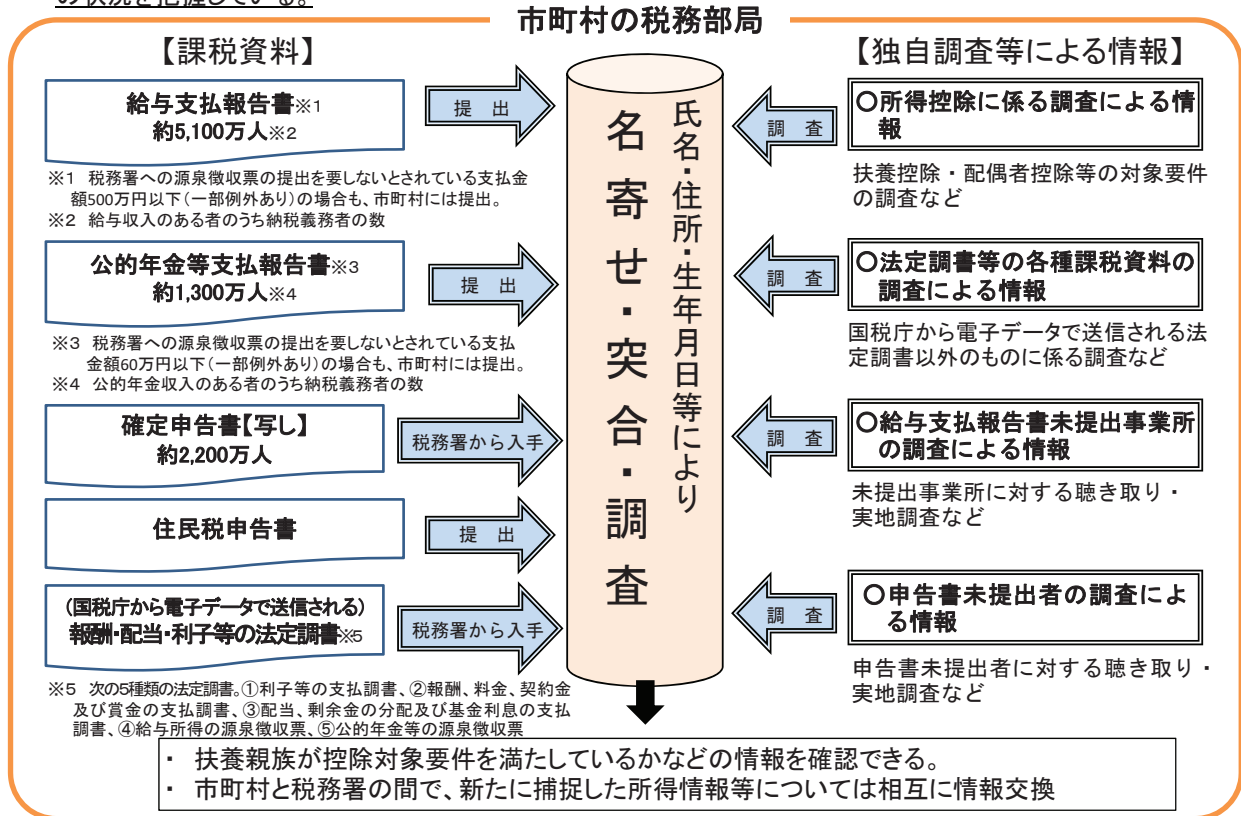
- 市町村の税務当局が賦課決定するに当たり、**全納税義務者について名寄せ・突合せ**により**確定された所得情報は、個人住民税の賦課徴収だけでなく、様々な社会保障分野で利用**されている。
 - こうした所得把握は引き続き必要であると考えられるが、個人住民税を現年課税化する場合に、賦課課税方式から申告納税方式に変更することも考えられる中で、**こうした所得把握に影響が生じないか。**
- ※ 賦課課税方式を維持して現年課税化する場合、市町村において以下のような所得確定作業に加え、追徴・還付事務が生じることとなる。



※1 国税庁レポート2020
 ※2 国税庁レポート2014
 ※3 国税庁統計年報
 ※4 令和元年度課税状況調査

(参考)情報の収集・管理(市町村の税務部局による個人所得課税情報の名寄せ)

- 市町村の税務部局は、納税義務者全員について様々な資料や独自調査等による情報を名寄せして所得等の状況を把握している。



(参考)マイナンバー制度における「情報連携」による所得情報等の提供

- 各種手続の際に住民が行政機関等に提出する書類(住民票の写し、課税証明書等)を省略可能とする等のため、異なる行政機関等の中で情報提供ネットワークシステムを用いた個人情報のやり取り(情報連携)が行われている。

※ 所得情報等の情報提供件数(H29.7.18~R.2.5.7):2,766万件

【事例】児童手当の申請(A市からX市に転居した場合)



所得情報等の地方税関係情報を提供する具体例

| 分野 | 提供先 | 具体的な事務 |
|-------------------|---------------------|---|
| 医療・介護 (健康保険) | 全国健康保険協会、 健康保険組合 | 健康保険法による高額療養費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務、高額介護合算療養費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 |
| 医療・介護 (国民健康保険) | 市町村長、 国民健康保険組合 | 国民健康保険法による一部負担金の算定に関する事務、高額療養費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 |
| 福祉 (児童福祉) | 市町村長 | 児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 |
| 福祉 (児童扶養手当) | 都道府県知事等 | 児童扶養手当法による児童扶養手当の受給資格及びその額の認定の請求に係る事実についての審査に関する事務 |
| 福祉 (児童手当) | 市町村長 | 児童手当法による児童手当又は特例給付の受給資格及びその額についての認定の請求に係る事実についての審査に関する事務 |
| 福祉 (介護保険) | 市町村長 | 介護保険法による高額介護サービス費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 |
| 労働等 (職業訓練) | 厚生労働大臣 | 職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律による職業訓練受講給付金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 |

所得情報等を活用している社会保障制度等

未定稿

○ 社会保障制度等には収入等に応じて負担や給付水準が変化するものがあり、その判断基準として、個人住民税又は所得税の総所得金額等の所得情報を用いているものがある。

| 関連制度 (予)=予算事業 | 住民税 | 所得税 | 関連制度 (予)=予算事業 | 住民税 | 所得税 |
|---------------------------------|-----|-----|---------------------------------------|-----|-----|
| 児童手当(受給資格に係る所得制限) | ○ | | 私立中学校等修学支援実証事業(受給資格に係る所得制限)(予) | ○ | |
| 母子家庭等自立支援給付金(受給資格に係る所得制限) | ○ | | 私立幼稚園就園奨励費補助(給付額)(予) | ○ | |
| 児童扶養手当(手当額に係る所得制限) | ○ | | 高校生等奨学給付金(受給資格に係る所得制限)(予) | ○ | |
| 特別児童扶養手当等(支給に係る所得制限) | ○ | | 専門学校生への経済的支援(受給資格に係る所得制限)(予) | ○ | |
| ひとり親家庭等日常生活支援事業(自己負担額) | ○ | | 給付型奨学金(令和元年度以前採用者)(受給資格に係る所得制限) | ○ | |
| 各種医療保険制度(高額療養費等に係る自己負担限度額) | ○ | | 児童入所施設措置費等国庫負担金(自己負担額) | ○ | ○ |
| 指定難病等の医療費助成等(医療費等に係る自己負担限度額) | ○ | ○ | 未熟児養育医療費等国庫負担金(自己負担額) | ○ | ○ |
| 介護保険(保険料・自己負担額・自己負担割合) | ○ | ○ | 養護老人ホームの入所措置費用(扶養義務者の負担額) | ○ | ○ |
| 国民年金(保険料・支給に係る所得制限) | ○ | | 養護老人ホームの入所要件(入所要件の判定) | ○ | |
| 障害者自立支援制度(障害福祉サービス等に係る自己負担限度額) | ○ | | 社会福祉法人等による利用者負担軽減制度(負担軽減の要件) | ○ | |
| 特別支援教育就学奨励費(自己負担額) | ○ | | 独立行政法人自動車事故対策機構による生活資金の貸付け(貸付け対象者の範囲) | ○ | ○ |
| 私立大学等経常費補助(自己負担額) | | ○ | | | |
| 公営住宅等(入居者資格・家賃の減額に係る所得制限等) | | ○ | 拉致被害者等給付金(支給期限の延長要件) | ○ | |
| 住宅確保要配慮者専用賃貸住宅(家賃の減額に係る所得制限等) | | ○ | 日本放送協会放送受信料(免除要件) | ○ | |
| 国民健康保険(所得割算定・均等割軽減・自己負担割合) | ○ | | 生活困窮者自立支援(受給資格等に係る所得制限) | ○ | |
| 後期高齢者医療制度(所得割算定・均等割軽減・自己負担割合) | ○ | | 特許料金等の減免措置(減免の要件) | ○ | ○ |
| 恩給(支給額) | | ○ | 感染症患者への医療費給付等(自己負担額) | | ○ |
| 国会議員互助年金(支給額) | | ○ | 原爆被爆者の訪問介護利用料助成(受給資格に係る所得制限)(予) | | ○ |
| すまい給付金(給付額)(予) | ○ | | 就職促進手当(受給資格に係る所得制限) | | ○ |
| 子ども・子育て支援制度(保育料) | ○ | | 中高齢失業者等求職手帳(受給資格に係る所得制限) | | ○ |
| 肝炎医療費(医療費及び定期検査費用に係る自己負担限度額)(予) | ○ | | 老齢年金生活者支援給付金(受給資格に係る所得制限) | ○ | |
| 感染症法に基づく勧告又は措置による入院医療費(自己負担額) | ○ | | 若年定年退職者給付金(給付額) | | ○ |
| 精神障害者の措置入院に係る入院医療費(自己負担額) | ○ | | 義務教育段階の就学援助制度(受給資格に係る所得制限) | ○ | ○ |
| 高等学校等就学支援金制度(受給資格に係る所得制限) | ○ | | 給付型奨学金(令和2年度以降採用者)(受給資格に係る所得制限) | ○ | |
| 高等学校等修学支援事業費補助金(受給資格に係る所得制限)(予) | ○ | | 貸与型奨学金(所得連動返還方式)(奨学金返還に係る割賦月額算出) | ○ | |

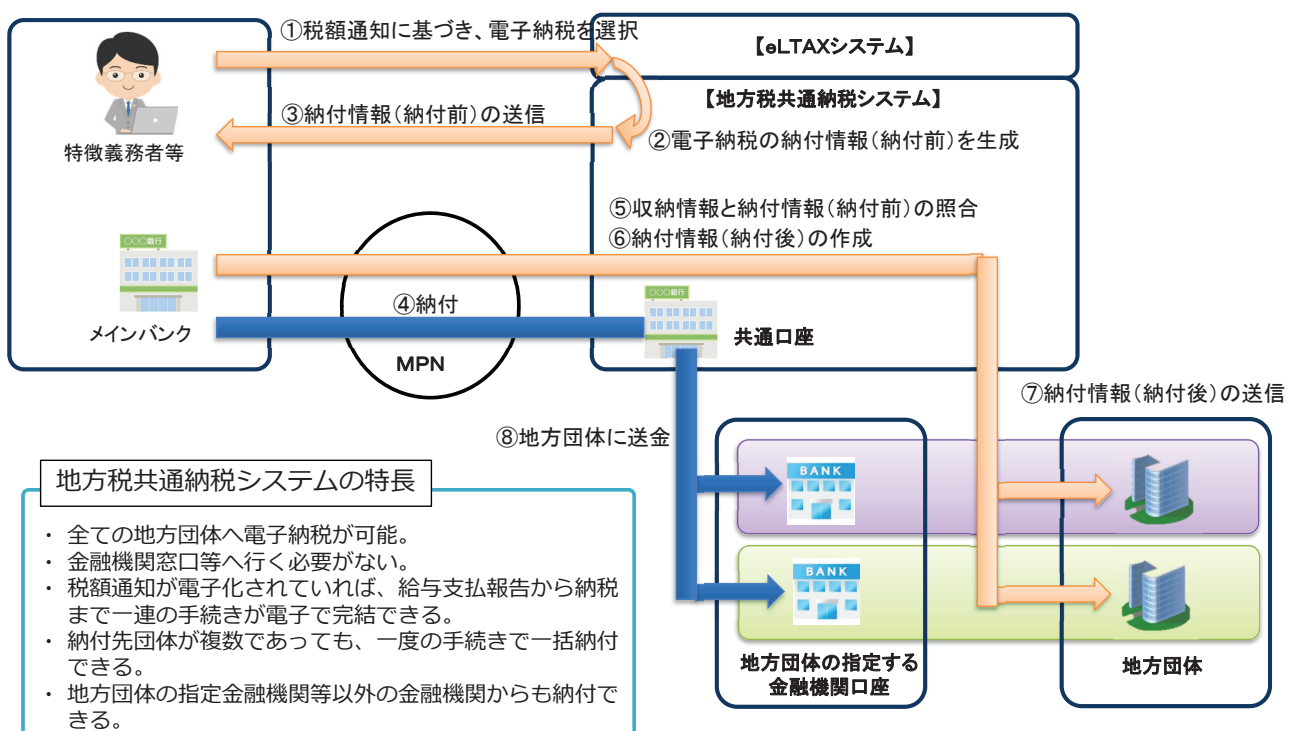
個人住民税検討会 地方税共同機構作成資料

令和2年10月12日

1 地方税共通納税システムの概要 (1/2)

令和2年10月12日
第3回個人住民税検討会
地方税共同機構資料

地方税共通納税システムによる納付の流れは以下のとおり



地方税共通納税システムの特長

- ・ 全ての地方団体へ電子納税が可能。
- ・ 金融機関窓口等へ行く必要がない。
- ・ 税額通知が電子化されていれば、給与支払報告から納税まで一連の手続きが電子で完結できる。
- ・ 納付先団体が複数であっても、一度の手続きで一括納付できる。
- ・ 地方団体の指定金融機関等以外の金融機関からも納付できる。

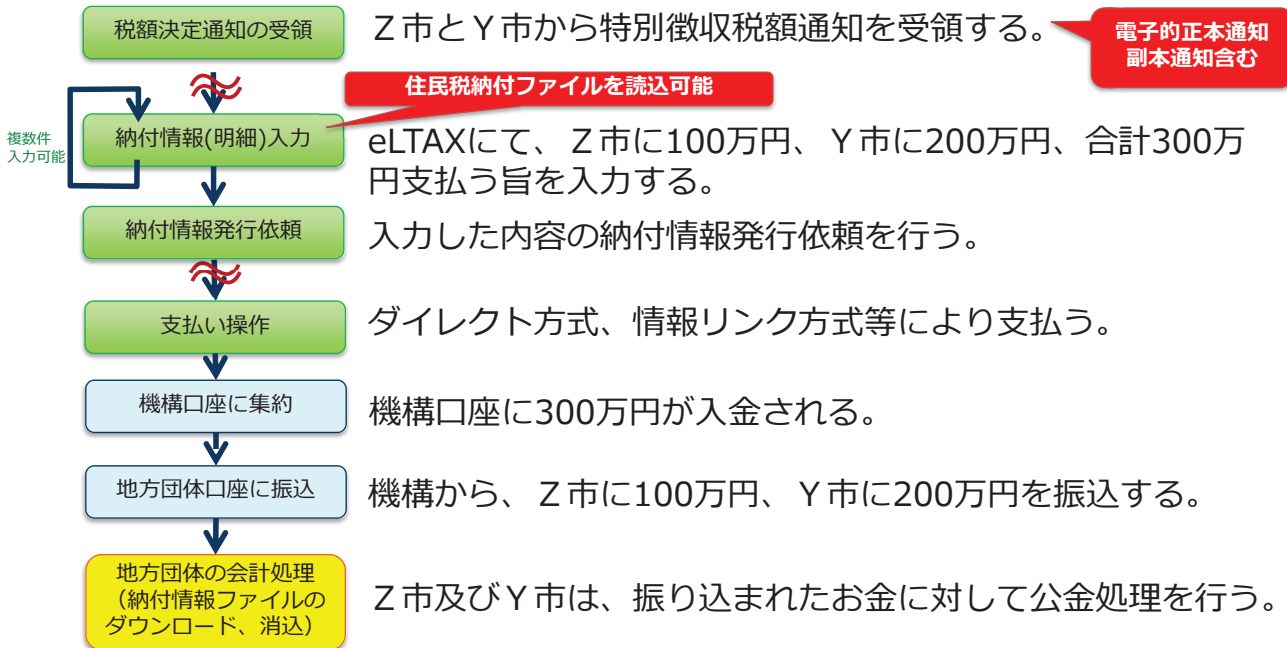
1 地方税共通納税システムの概要 (2/2)

令和2年10月12日
第3回個人住民税検討会
地方税共同機構資料

特別徴収義務者 : A社
従業員数 : 100名 (Z市、Y市に50名ずつ在住)
個人住民税 (〇月分) : Z市: 100万円 Y市: 200万円

<凡例>

納税者 機構 地方団体

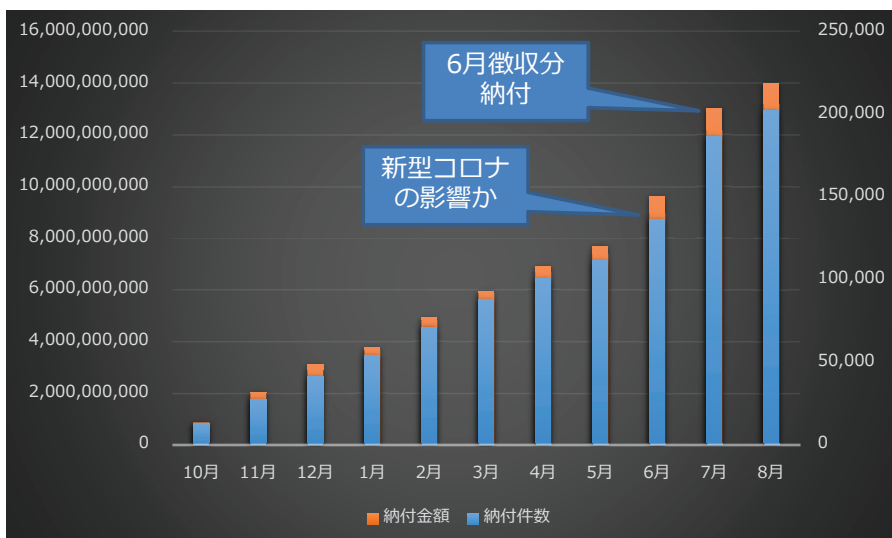


2 地方税共通納税システムの利用状況

令和2年10月12日
第3回個人住民税検討会
地方税共同機構資料

地方税共通納税システムによる個人都道府県民税・市区町村民税（特別徴収分）の納入件数、納入金額の推移は以下のとおり

| | R1.10 | R1.11 | R1.12 | R2.1 | R2.2 | R2.3 | R2.4 | R2.5 | R2.6 | R2.7 | R2.8 |
|------------------|---------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|------------|------------|
| 納付件数 (単位: 件) | 12,947 | 27,901 | 41,843 | 54,039 | 71,506 | 87,908 | 100,548 | 111,580 | 136,669 | 186,465 | 202,476 |
| 対前月比 | — | 216% | 150% | 129% | 132% | 123% | 114% | 111% | 122% | 136% | 109% |
| 納付金額 (単位: 千円) | 878,114 | 2,053,499 | 3,108,974 | 3,777,708 | 4,928,528 | 5,961,698 | 6,910,367 | 7,699,735 | 9,636,487 | 13,026,726 | 14,002,040 |
| 対前月比 | — | 234% | 151% | 122% | 130% | 121% | 116% | 111% | 125% | 135% | 107% |



企業における源泉徴収税額の納付事務については
地方税共通納税システムの利用が可能。

- eLTAXは、既に給与支払報告書や異動届の電子手続き、
税額決定通知書（特別徴収分）の電子通知、電子納税の
仕組みや、全市区町村との間のルートを構築済。
- ただし、全企業において、源泉徴収税額の納付事務を実
施を想定すると、利用率の向上や使い勝手の改善への対
策が必要。

個人住民税の現年課税化 企業の事務負担について

2020年10月12日

日本経済団体連合会 経済基盤本部

企業の事務負担に関する意見照会

対象 : 経団連 税制委員会企画部会

回答数 : 36社 (個人住民税の特別徴収に従事する人事部門等からの回答)

前提となる事務作業

- 「所得税方式」の事務フローで、給与所得者から企業が源泉徴収および年末調整を行う(P3)。
- 過去の検討会で挙げた案を基に、特別徴収義務者の事務負担を極力抑えられる作業環境を仮定(P4)。

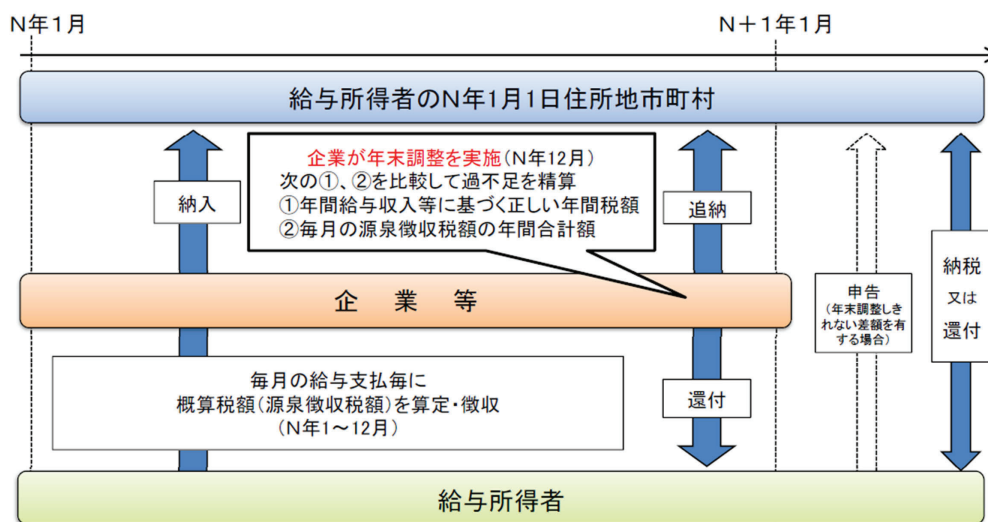
質問事項

(上記前提で現年課税化した場合に、企業の立場で)

- メリットとなり得ること
- 懸念されること

所得税方式（案）（給与所得者の場合）

- 所得税と同様の源泉徴収制度を個人住民税にも導入する。
- 源泉徴収段階では、全国一律の税率（標準税率）に基づき税額を算定（全国一律の住民税の源泉徴収税額表に基づき源泉徴収）。
- 年末調整の段階で、税率等の地方団体毎の独自事項及び人的控除を反映。



3

所得税方式（案）における仮定

| 特別徴収義務者（企業）の潜在的な事務負担 | 仮定 |
|---|--|
| 源泉徴収の段階で、自治体ごとに税率が異なるため、従業員等ごとに源泉徴収すべき税額がわからない。 | 源泉徴収段階で、全国一律の税率（標準税率10%）に基づき税額を算定。 |
| 年末調整の段階で、自治体ごとに税率や非課税限度額等が異なるため、従業員等ごとの追納/還付額がわからない。 | 年末調整の段階で、税率等（注）の地方団体毎の独自事項及び人的控除が自動反映する（共通のソフトウェアが提供される）。（注）「等」には森林環境税や復興税といった上乗せ課税を含む |
| 年末調整の段階で、個人住民税を算定するために従業員等について追加的な情報が必要になる。 ※現在、年末調整において所得税を算定するために企業は扶養親族や生命保険料などの情報を取得している。 | 企業が取得する情報は、現在から追加されない。 なお、国税では本年10月から年末調整の一部電子化が行われ、個人住民税でも活用する前提。 |
| 年末調整の段階で、副収入等、企業が把握していない情報が必要になるおそれがある。 | 現在と同じく、従業員等が確定申告する。 P2.図中「申告（年末調整しきれない差額を有する場合）」とある部分。 |
| 従業員等の課税年度1月1日時点の住居地を把握する必要がある。年度途中に入社する社員や、一時雇用する従業員については、源泉徴収がなおさら困難。 ※現在、住民基本台帳や給与支払報告書の住所情報等を基に市町村が課税団体を確定している。 | マイナンバーと情報が連携され、従業員等の1月1日時点の住居地が自動反映される。 ※現在、マイナンバーで照会される住居地は課税年度中に転居届をした住居が反映されるが、課税年度1月1日時点の住居が反映されるしくみが導入される前提。また、企業が当該目的でマイナンバーを扱うことができるようになる前提。 |
| 納税すべき地方自治体を従業員等ごとに選択しなければならない。 | 地方税共通納税システムの拡充により、選択する必要がない。 |

4

【主な意見】 企業の立場でメリットとなり得ること

- 個人住民税の特別徴収に関わる事務負担の軽減
 - 特別徴収税額通知（納税義務者用）を従業員に送付する事務が不要となれば、事務負担が軽減される。作業・保管スペースや人件費を削減できる。
 - 特別徴収税額通知（特徴義務者用）を受領した後、自社の給与システムに源泉徴収する税額を反映させる事務がなくなる。
 - 特別徴収に係わる「給与所得者異動届」や「特別徴収切替依頼書」の提出が不要になれば、事務負担が軽減される。入社時の届出、退職時の一括徴収といった都度手続きが不要になる。
 - 企業と市区町村のやり取りがなくなることによる事務軽減（給与支払報告、決定通知配布、税額変更通知配布、市区町村からの扶養調査・居所確認がなくなると想定する）。
- 制度の分かりやすさ・従業員への周知
 - 制度移行により数年は混乱は予想されるが、所得税と同じサイクルになるため、従業員に説明しやすくなる。
 - 従業員の納得感が得られやすい。特に海外への赴任者・帰任者、所得が成果連動する職種等の前年度から所得が大きく増減する従業員について。

5

【主な意見】 懸念されること

- システムの移行・導入
 - 月次および年末調整時の住民税税額計算フローを給与計算システムに導入するため、大規模改修が必要。
 - 地方税共通納税システムの拡充や共通のソフトウェアの提供されとしても、企業が用いている給与計算システムとの連携が円滑に為されるか懸念がある。どの給与計算システムやPCを用いている会社でも問題なく使用できることが必要。
 - 共通のソフトウェアで作業完結できない場合、他社の有償ソフトを利用する等の追加コストが発生する。
 - 共通ソフトウェアの提供で自治体毎の独自事項の反映する場合でも、システム対応等・マスター検証等業務負荷が発生する。自治体毎の仕組みの差異をなくし、全国统一の仕組みとして頂きたい。
 - システム改修や社内調整に時間を要するため、所得税方式導入の際は一定の準備期間が必要。
- マイナンバーとの情報連携
 - 現在でも、マイナンバーを企業に提出しない従業員も存在する。マイナンバーに未提出者がいると成り立たないため、法整備が大前提となる。
 - マイナンバーを利用する企業のリスク（情報管理、取り間違い等）が懸念される。
 - 管理・登録は社外委託しているため、情報連携に用いる場合、時間を要する。
 - セキュリティの観点で通常業務と比べ業務量が増加するため
 - 新規雇用者（4月新卒新入社員等）については、雇用初月の給与・源泉徴収税額計算時までにマイナンバーの取得が間に合わない（＝マイナンバーによる1月1日時点の住居地の自動的に把握されない）可能性がある。納付先の自治体の指定等、個別対応が必要となる可能性がある。
 - 海外からの年内帰国者が、1月2日以降に住居登録を行った場合、納税先の市町村を抽出できないのではないかと懸念される。

6

【主な意見】 懸念されること（続き）

● 事務負担

- 12月の繁忙期に住民税と所得税両方の年末調整を行うこととなり、企業側は相当な負担の増加となることが想定される。
- 年末調整計算から法定調書提出までの期間は短い。このことから年末調整の段階で作業増加することは人件費の増加にもつながり、働き方改革の観点からも避けるべきと考える。
- 昨今、法改正が続いており、年末調整業務に負担が大きい上に住民税の年末調整業務が重なることで担当者の負担が心配される。
- 年末調整時の必要書類が増えない仮定でも、計算結果の確認等は必要であるため、その分の負担増加は避けられない。
- 所得税のように過年度分の扶養是正を行うことも想定されると、所得税との事務の重複感が懸念されます
- 制度移行時は、従業員への周知の難しさおよび従業員からの問合せ増加が懸念される。
- 住民税の算出根拠に関する問い合わせが、人事担当者に寄せられることが想定される。

● その他 仮定について

- 所得税の源泉徴収区分が「甲」以外の従業員（別の企業で「給与所得者の扶養控除等申告書」を提出している従業員や、日雇い、短期間雇用）については特別徴収が不要となるのか不明確。
- 給与支払報告書を市区町村へ提出する必要がなくなるのか（源泉徴収票のみで問題ないのか）。
- ふるさと納税のワンストップ特例制度を利用する場合、現行は毎月徴収する住民税から控除されるため、源泉徴収段階で、一律の税率に基づき税額を算定する場合、年末調整または確定申告で控除する手当てが必要になるのではないか。

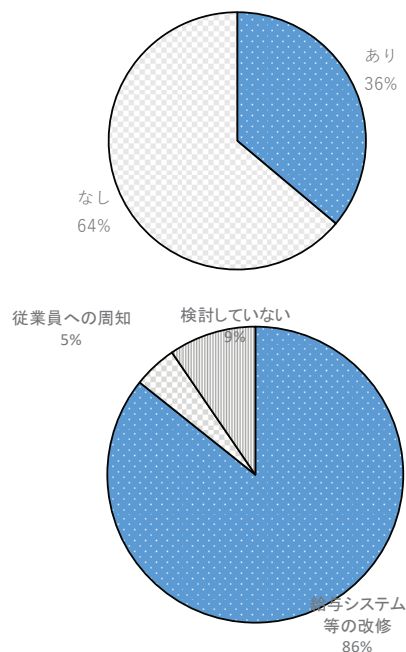
7

<参考調査> 企業における年末調整の電子化（令和2年10月開始）の検討状況について（回答結果）

| 本年分からの導入 | 回答数 |
|----------|-----|
| あり | 13 |
| なし | 23 |

| 導入しなかった理由(複数回答可) | 回答数 |
|------------------|-----|
| 給与システム等の改修 | 18 |
| 従業員への周知 | 1 |
| 検討していない | 2 |
| その他 | 0 |
| 未回答 | 2 |

| 導入見込み | 回答数 |
|----------|-----|
| 令和3年分所得税 | 5 |
| 令和4年分所得税 | 0 |
| 令和5年分所得税 | 0 |
| 未定 | 18 |



8